

第70回通常総会議案書

日時 2023年6月29日(木)
15:30～17:00

場所 大分市中央町4丁目2番5号
ソレイユ 7階「アイリス」

大分県生活協同組合連合会

第70回通常総会議事次第

1. 開会の辞
2. 資格審査及び成立宣言
3. 議長選出・挨拶
4. 総会役員選出
 - ・ 議事運営委員
 - ・ 議事録署名人
 - ・ 書記任命
5. 県連会長理事挨拶
6. 来賓挨拶・祝辞祝電披露
7. 議案審議
 - ・ 第1号議案 2022年度活動報告及び決算報告承認の件
 - ・ 第2号議案 2022年度監査報告承認の件
 - ・ 第3号議案 2022年度剰余金処分（案）承認の件
 - ・ 第4号議案 2023年度活動方針案並びに予算案決定の件
 - ・ 第5号議案 役員報酬決定の件
 - ・ 第6号議案 役員選任補充の件
 - ・ 第7号議案 役員退任慰労金の件
 - ・ 第8号議案 議案決議効力発生の件
8. 閉会の辞

本総会に第1号議案から第8号議案まで提出します。

2023年6月29日

会長理事	青木博範	(生活協同組合コープおおいた)
専務理事	河原伸明	(員 外)
理事	後藤哲也	(日田市民生活協同組合)
理事	日隈健一	(グリーンコープ生活協同組合おおいた)
理事	高瀬宏一	(大分県学校生活協同組合)
理事	三重野修次	(大分県高等学校生活協同組合)
理事	磯崎修治	(大分大学生生活協同組合)
理事	政丸佐智夫	(大分県職員消費生活協同組合)
理事	首藤俊一	(自治労大分県本部信用販売生活協同組合)
理事	和泉吉信	(大分県労働者総合生活協同組合)
理事	塩月裕市	(大分県勤労者医療生活協同組合)
理事	吉田禎	(大分県医療生活協同組合)
理事	兒玉達典	(大分県福祉生活協同組合)

2022年度活動報告及び決算報告承認の件

はじめに

- ① 国連は2015年9月に「持続可能な開発目標17(SDGs)」を採択し、日本生協連も2018年通常総会で「コープSDGs行動宣言」を特別決議し、県生協連も全国の生協と一緒に、7つの目標「持続可能な都市づくり」「つくる責任、つかう責任」「健康・福祉」「貧困をなくそう」「平和」「エネルギー・気候変動」「ジェンダー(平等)」に取り組んでいます。
- ② 気候変動が大きく影響し、台風、豪雨、地震の規模も頻度も増え続け、大規模な災害は毎年発生していますが、日本生協連及び会員生協では募金活動や現地支援等に取り組んでいます。
- ③ 新型コロナウイルス感染症は、2022年度はワクチンの接種が進み、「蔓延防止措置」は解消され、マスク着用も個人の判断となり経済活動が再開されました。
- ④ 2022年2月下旬、ロシア軍がウクライナに軍事侵略し戦闘状態が1年以上継続しており、ロシアに対する経済制裁の影響等により、原油や小麦等の価格が高騰し、ガソリン価格のみならず多くの価格上昇を招いており、私たちの暮らしを取り巻く環境はますます厳しくなっています。

このような状況の中、県生協連は第69回通常総会で決定された活動方針について取り組んできました。

I 会員生協の活動を支援し、交流・連帯を促進する活動

1. 会員生協の経営状況の把握や情報の共有化、情報の伝達と会員生協間の交流

(1) 会員生協の経営状況の把握や情報の共有化

県生協連理事会で毎回、会員生協の組合員数や出資高、事業高や経営状況、活動の経過や計画の報告を行い、会員生協の事業や活動、財政状況の情報を共有化しました。

(2) 機関誌の発行と情報の伝達

県生協連の機関誌は、会員生協から編集委員を選出し、県連の活動や会員生協の活動について、「県連だより」を年2回、「おおいたの生協」を年1回発行しました。会員生協をはじめ、国会議員、県内の市町村長、県議会議員、各政党、県政記者室、県行政日生協、各県連に幅広く配布しています。

(3) 第33回スポーツ交流会の開催

- ① 会員生協間の交流を深めることを目的にスポーツ交流会を毎年開催しており、2017年

度よりそれまでのミニバレーボール大会から、誰でも参加できる競技としてボウリング大会に変更し、参加者や会員生協から好評をいただいています。

2022年度もボウリング大会を継続しましたが、新型コロナウイルスの感染予防措置を講じるとともに、参加規模を縮小（1レーン3人制）し、2022年11月19日(土)に大分市明野OBSボウルで開催、11会員生協から64名が参加しました。

② 全員に飲物と参加賞を配布し、河原専務理事の開会あいさつ、始球式の後、競技を開始し、一人2ゲーム合計点の個人戦で行い、コープおおいたの朝倉国雄さんが初優勝を飾り、2位はコープおおいたの藤井涼さん、3位はコープおおいたの古田和也さん、4位は学校生協の工藤安司さん、5位はコープおおいたの朝倉一彰さん、10位以下は5飛び賞とブービー賞、特別賞（33位）で18人が入賞しました。

③ 表彰式は、各会員生協から約30名が参加し、司会の萩原組織委員（県連監事）より入賞者が発表され、会場は久しぶりに盛り上がりました。

参加者からは「コロナ禍の中、楽しく交流させてもらいました、来年も是非開催してほしい」との声をいただきました。

2. 会員生協に役立つ研修会等の開催

(1) 第27回大分県生協大会（会員生協役職員研修会）の開催

① 生協運動の発展と会員相互の交流を深め、役職員の研修会を兼ねて第27回大分県生協大会を2022年2月25日に予定していましたが、新型コロナウイルス感染症の拡大により大分県の蔓延防止措置が発令されたため中止しました。

2022年度になり新型コロナウイルス感染症が減少したことを受け、2022年11月16日(水)に大分市中央町「ソレイユ」で開催し、12会員生協より73名（理事・監事含む）が参加しました。

② はじめに、青木博範会長理事より「会員生協の皆様には日頃から県生協連活動への協力に感謝申し上げたい。東日本大震災から11年が経過したものの、復興は道半ばであり、特に、原発の処理水について現地の承諾なしに海洋放出すると決定したことは大問題であり、昨年はこの問題についてオンラインで学習したが、今日は、コープふくしまの宍戸本部長をお招きし、対面で説明を受け学習する機会にしたい」と挨拶があり、来賓はコロナ感染等を考慮し割愛して後援に入りました。

講演「ALPS処理水海洋放出の問題と今後の対応」

講師 宍戸 義広氏（みやぎ生協・コープふくしま ふくしま県本部長）

要旨

1. 2015年に政府・東京電力・地元漁業者は、福島第一原発事故で生じた汚染水については「関係者の理解なしにはいかなる処分も行わない」と文書で約束
2. 2021年4月13日、菅総理は関係閣僚会議を開催し、2015年の約束を反故にし、福島第一原発事故で生じた汚染水（ALPS処理水）の海洋放出方針を決定、およそ2年後と計画

3. その後、みやぎ生協・コープふくしま、福島県生協連、宮城県生協連、宮城県漁業協同組合の4者が呼び掛け団体となり、海洋放出反対のオンラインを含む署名活動を開始
4. 2021年にオンライン学習会を企画・開催、生協コープおおいたは3回開催し、県内外生協がオンラインで参加
5. 2022年3月30日、17万9093筆の署名を東京電力と経済産業省に提出し、第一次要請行動と意見交換を実施、2022年10月31日現在、署名は22万4,391筆集約
6. アルプス（ALPS）処理水の問題と今後の対応

(2) 会員生協監事研修会の開催

- ① 会員生協の監事研修会は、監事の正確な知識の習得等を目的に、2014年度から2019年度まで毎年、計6回開催してきました。
- ② 2021年度以降は2年に1回の開催に変更し、10月14日(金)に開催を予定しましたが、新型コロナウイルス感染症の拡大を考慮し中止しました。

(3) 部会の開催

県生協連には、地域生協部会（3生協）、職域生協部会（6生協）、医療・福祉部会（3生協）があり、2022年度はすべての部会で開催されませんでした。

II 食の安全・安心、消費者問題の取り組みや環境、福祉、平和活動などを通じて、生活の安全・安心に貢献する活動

1. 食品の安全・安心の定着と普及の促進

- ① 全国各地で食品の安全性や安心への関心が高まる一方、偽装表示なども後を絶たず、多くの組合員に食への不安が拡大しています。
食品の安全・安心の活動は主に会員生協で取り組まれており、「食品の安全・安心・品質管理」を原点に、生産者交流、産地視察、体験農場、地産地消運動、生命を育む食べもの運動が行われています。
- ② 県生協連は、会員生協と連携し食品の安全・安心の定着と普及に努めるとともに、大分県や市、九州農政局等の各種審議会や協議会に参加し、食の安全・安心を目指す立場から意見を反映する活動を行ってきました。

2. 消費者問題の取り組み

(1) 大分県消費生活審議会への参画

県生協連は、大分県消費生活審議会に青木会長理事が委員として参画し、消費者代表として消費者行政への意見反映を図るとともに、消費者教育部会では消費者教育推進法での積極的な取り組みを提案してきました。

(2) 大分県消費者行政への要望

2022年10月19日(水)に「令和5年度大分県予算編成並びに行政執行に関する要望書」を提出し、その中で「消費者行政の充実・強化」を要望し、消費者庁からの地方消費者行政強化交付金の拡充、消費生活相談員の処遇改善と資格取得講習会の拡充、若年層への消費者教育の推進等について要望しました。

(3) 大分県消費者問題ネットワークとの連携

県生協連は、適格消費者団体としての役割を果たしている特定非営利活動法人「大分県消費者問題ネットワーク」の最大の加盟組織として、その活動である消費者被害の未然防止や拡大防止、救済活動について、弁護士や消費生活相談員と協力してその任務を遂行してきました。

(4) 大分県消費者団体連絡協議会の活動

- ① 県生協連は、大分県消費者団体連絡協議会（以下消団連）の事務局長を担当して中心的な役割を果たしてきました。消団連の構成団体は以下の通りです。

大分県生活学校運動推進協議会	大分県漁業協同組合女性部
大分県地域婦人団体連合会	大分県消費者問題ネットワーク
大分県母子寡婦福祉連合会	大分県生活協同組合連合会
J A大分県女性組織協議会	大分県消費生活・男女共同参画プラザ

- ② 消団連は、毎年、5月に「消費者月間の街頭キャンペーン」、1月に消費者問題を考える「地域消費者フォーラム」や、2月に事業者と消費者の意見交換会を実施していますが、2022年度は、5月13日(金)に「消費者月間の街頭キャンペーン」、2023年2月20日(月)に「損保事業者との意見交換会」を実施しましたが、「地域消費者フォーラム」は新型コロナウイルス感染症の予防を考慮し中止しました。

3. 環境・福祉活動の推進

(1) 環境問題の取り組み

- ① 地球温暖化をはじめとする今日の環境問題に対しては、行政・事業者そして一人ひとりが環境負荷を減らす等、環境に配慮した行動が求められています。
- ② 会員生協において、環境活動として、牛乳パック、カタログ、タマゴパック、プラスチックトレー、ペットボトルキャップ、集品袋、廃油等の回収、CO₂を削減するための取り組みとして「家庭の省エネ節電セミナー」や「エコドライブセミナー」、「グリーンカーテンコンテスト」を開催しました。また、商品の良さや特徴を学ぶ「環境配慮商品（洗剤）学習会」の開催や、「我が家の電力量調査」を実施し「削減の見える化」の取り組み、環境を知り学ぶ「水生生物観察会」を実施するとともに、地域貢献活動として事業所の近隣や海岸の清掃、レジ袋削減運動等に取り組んでいます。
- ③ 県生協連は、「地球温暖化対策おおいた市民会議」に河原専務理事が参画し、家庭や事業所での節電等の活動に取り組みました。

(2) 福祉活動の取り組み

- ① 大分県の高齢化率は30%を超えて全国的に見ても高く、医療・福祉は大きな課題です。介護保険制度ができて老後の不安は解消されずむしろ広がっています。
福祉サービスの利用は増加傾向にありますが、介護の現場からは、県民の制度への理解不足や負担増による低所得者層の利用控え、制度を支えるケアマネージャー、ホームヘルパーの処遇面など様々な課題が指摘されており、介護職員の不足は深刻となっています。
- ② 会員生協では、ホームヘルパー養成講座や暮らしの助け合い活動、ワーカーズ活動、子育て支援活動、自立と介護のための用品カタログの普及、認知症サポート養成講座の開催などの取り組みを行っています。
- ③ 医療・福祉生協では、訪問介護やデイケア、在宅総合センター等多くの介護サービスに取り組んでいます。また、医療現場や介護現場では、院内感染を発生させないための取り組みをしています。

4. 平和活動の取り組み

県生協連は、毎年、「戦争の悲惨さを後世に伝え、戦争遺跡から学ぼう」をテーマに独自の平和活動（親子で考える平和のつどい、県内戦跡巡り）に取り組むとともに、平和の尊さや戦争や核兵器のない社会の実現を目指して、日生協が主催する「ピースアクション in ナガサキ」に参加してきました。

2022年度は、コロナ感染予防とともに参加人数を縮小し、7月30日(土)に県連独自の「県内外の戦跡巡り」を実施し2コースで20名が参加するとともに、8月7日(日)・8日(月)に「ピースアクション in ナガサキ」を実施し9名が参加しました。

Ⅲ 行政や他団体との連携を強め、生協の社会的役割を発揮する活動

1. 県行政との連携強化の取り組み

大分県行政との連携は、生協の窓口である生活環境部県民生活・男女共同参画課と、日常的な意見交換・情報交換・事業活動に係る調査など共に協力体制のもと連携を強めました。

(1) 県行政への要望書提出と意見交換

- ① 2022年10月19日(水)に県生活環境部長室で高橋部長他4名に対し、県生協連より青木会長理事を含む6名が参加して「令和5年度大分県予算編成並びに行政執行に関する要望書」を提出し、2023年1月6日に回答書を受けました。
本年度は、①新型コロナウイルス感染症及び被害に対する支援、②消費者行政の充実・強化、③食の安全・安心、食品ロス削減の推進、④生活協同組合の育成と強化、⑤大規模災害等の被災者支援と復興・再生及び対策、⑥物価高対策、生活困窮世帯・子育て支援、医療費助成制度の拡充、⑦地域医療及び医療供給体制の確保についての7項目を要望しました。
- ② これらの回答の詳細な内容や行政と生協との相互理解を深める意見交換の場として、

2023年1月26日(木)に県の担当課長、課長補佐、担当職員が出席し、県生協連役員と県行政の懇談会を開催しました。

(2) 県委託の詐欺・悪質商法被害防止啓発事業

本年度も引き続き、県より詐欺・悪質商法被害防止の啓発事業を受託し、啓発チラシ10万枚を作成し、2022年11月～12月に、各会員生協の協力の下、店舗、共同購入や個配、訪問診療や介護等サービスを通して、多くの方々へチラシの配布を行いました。

2. 県議会議員との懇談会の開催

大分県議会議員との連携強化のため、毎年開催している「県議会各会派議員との懇談会」は、3年ぶりに2022年9月14日(水)に大分市都町「アートホテル大分」で開催し、県議会より17名の議員、生協側は県生協連役員と会員生協役員18名が参加しました。

3. 大分県労働者福祉協議会との連携

大分県労働者福祉協議会の理事に河原専務理事を選出し、福祉活動に参画しながら県内の労働団体等と幅広く連携を強めてきました。

大分県労働者福祉協議会の構成団体は以下の通りです。

1号会員	連 合 大 分	
2号会員	九州労働金庫大分県本部	全労済大分県本部
	大分県生活協同組合連合会	大分県労働者総合生協
	大分県勤労者医療生協	大分県労働福祉会館
	やすらぎ霊園	大分コープ商事
	大分県消費者問題ネットワーク	
3号会員	連合大分加盟の21労働団体	
4号会員	一般社団法人 夢未来舎	さわやか佐伯
5号会員	大分県分退連	
	県内の8地区労福協	

4. 協同組合間の連携

(1) 経過

2016年11月にユネスコは無形文化遺産に登録し、協同組合の存在意義が世界中で認識されました。このような中、国内各地での協同組合連携の取り組みに呼応し、2017年8月1日、県下10団体が結集し大分県協同組合間連携推進大会を開催し、大分県協同組合協議会の活動の再開を決定しました。

県生協連は、協議会を運営する委員会の副会長に青木会長理事、事務局会議に専務理事を選出しました。大分県協同組合協議会の構成団体は以下の通りです。

J A全農おおいた	大分県生活協同組合連合会
J A大分中央会	大分県漁業協同組合
J A大分信連	大分県酪農業協同組合
J A共済連大分	大分県椎茸農業協同組合
J A大分厚生連	大分県森林組合連合会

(2) 2022年度の取り組み

2022年度は、2022年7月22日に事務局会議を開催し、8月22日に委員会で活動計画を決定、新型コロナウイルス感染症の予防を考慮し集合研修会は中止しましたが、11月8日に地域貢献活動として豊後大野市の全国植樹祭記念広場「大分県民の森」で清掃活動を実施し、10団体22名が参加しました。

昨年につき、県民に対する協同組合への理解促進や役職員への協同意識啓発に活用するため3月に「地域貢献活動に係るポスター」を作成し、各協同組合に配布するとともに、ポスターの内容をJR大分駅構内のストリートビジョンに2023年3月末まで掲載しました。

IV 東日本大震災や地震や水害の被災者・避難者支援を強化する活動

1. 東日本大震災・東京電力福島第一原発事故の被災者・避難者支援の取り組み

- ① 東日本大震災・福島第一原発事故から11年が経過しましたが、日本生協連は、買って支える～被災地の産品を利用し産業復興を支援、ボランティア活動を支える～つながりをつくるために、被災地の今を知り伝える～忘れない取り組みを続ける、社会的制度の充実を目指して暮らしの声を届ける～生活再建支援のための制度運用の強化、を活動として会員生協を中心に取り組んできました。
- ② 県生協連加盟の各会員生協は、福島県産品の購買運動や子どもたちの招待活動、福島応援視察など様々な取り組みを行ってきました。

県生協連は、福島県新地町の復興のため植樹を寄付し、2019年4月6日に役員が現地に出向き、大分県花の「豊後梅」と大分市花「山茶花」を植樹し、2022年3月11日～13日にかけて、県生協連役職員視察研修を実施し、7名が福島県新地町を訪問しました。

2. 地震や水害の被災者・避難者支援の取り組み

- ① 2022年度は台風や大雨による被害は特に発生しませんでした。

V 会員生協の活動

【地域生協の活動】

生活協同組合コープおおいた

1. 事業の概要

宅配事業は予算比 100.7%、店舗事業は予算比 95.8%、年間の供給高は 192 億円で終了しました。

- ① 宅配事業では、コロナ禍で感染者数の増減を繰り返した中、宅配へのニーズは高いまま推移しました。しかしながら、内部では市中感染の増加による罹患や家族からの感染及び濃厚接触により、出勤を制限されるケースが相次ぎ、配送現場の人員ひっ迫を全体で乗り切った状況でした。特に、仲間づくりは目標と乖離する時間が長く、カタログ配布枚数を引き上げ、利用者数増加を図る狙いは残念ながら未達成となりました。法人配達や「はじめてばこ」は営業自粛の影響を受けつつも、大きく後退せずに推移できました。反面、この間方針化している組合員メリットや配布カタログ選択制等の大きな課題の前進は図れず、棚上げにしたままとなっています。
- ② 店舗事業では、この間続いている来店者数減少に歯止めがかからず、上期はかなり苦戦を余儀なくされました。下期に入り、少しずつ回復基調が感じられ、前年実績に近い状況まで戻りつつあります。また、残念ながら、第 71 回通常総代会にてコープ本町店の閉店が決議され、長い歴史にピリオドを打ちました。跡地利用も耐震構造の問題で用途変更が難しく、検討課題となったままです。LINE の友だち登録者数は 1 万名に達し、店舗ごとの情報発信の質も少しずつ向上してきたことで重要なツールとなってきています。決済方法の幅を広げ、ポイント使用の制限も緩和しましたが、決済率等に直接大きな変化はありません。C a t a r o カードの利便性をより知らせることで、組合員利用率の数値に変化を作っていく必要があります。直接剰余金が捻出できない構造まで落ち込んでいるため、早急に構造改革を実施しなくてはなりません。
- ③ 移動店舗販売事業はコロナによる利用控えは顕著であったものの、効率アップには前進を図ることができました。お買い物サポートカーはまだ空白の曜日があり、最大活用ができておらず、週当たり利用人数を伸ばさせることはできませんでした。生活支援事業（スマイルさぼーと）は少しずつ支援の依頼件数も増加してきましたが、利用者とサポーターの絶対数が不足しており、知らせる活動がまだまだ十分とは言えない状況です。
- ④ 福祉事業では、新型コロナウイルスの感染状況によって、利用の辞退等の影響を受ける状況に変化はありませんでした。また、小規模多機能事業所を 4 月 1 日に開所することができました。地域に必要不可欠な事業所となれるように取り組んでいきます。
- ⑤ 共済事業では、今年度も宅配営業活動自粛の中でアポが少なく、新規契約の獲得に苦戦する結果となりました。その分、「はじめてばこ」からの加入推進は貢献し、目標数としては確保することができました。学生総合共済の相互乗り入れのための大学との協議が始

まりました。卒業時にどの程度アプローチできるかが重要な取り組みになっていきます。

2. 組合員活動

コロナ感染の流行に翻弄されつつも、少しずつ制限を緩和してきました。なかなか思い切った解除まで進めない状況が続く、組合員側のストレスにもなっているようです。今後どうなるのか等の思いが存在し、再検討の時期に来ています。オンライン企画はお茶会等を企画し、馴染みのない世代への入り口として開催できました。

3. 地域・社会貢献

中津市、国東市、豊後高田市と包括連携協定を締結いたしました。地域のお困りごとに生協として寄り添っていける事例づくりにもっと力を入れていく必要があります。居場所づくりは別府市で体験企画を計画しました。他地域での賛同者を募りながら、あらゆる可能性を探っていくこととなります。

4. 福島復興支援

ほぼ3年間中断した支援活動をわずかながら復活させることができました。「おおいたっ子新地町招待企画」を開催し、大分県内の小学生18名とふくしま浜通りを訪問しました。震災を知らない世代ですが、学習の目的をもって参加してくれました。買い支え支援も含め、創立70周年企画でふくしまより関係者を招き、産物の販売を実施できました。中断期間を取り戻せるよう企画回数を検討していきます。

5. 運動課題

「ALPS処理水海洋放出問題」への反対活動について、第71回通常総代会にて特別決議を行いました。署名実数はまだ少なく、より多くの組合員へ知らせていかなければなりません。平和のつどいを3年ぶりに実開催しました。次世代に繋げる役割を果たせるよう、企画の在り方を再検討していきます。

日田市民生活協同組合

1. 2022年度は、日田市民生協の創業理念である「相互扶助、助け合いの精神と自立」により組合員と共に幸せな日々を送ることを事業活動の中心に据え、1. 地域にあつて組合員に必要とされるお店づくり。2. 事業継続のための店舗事業の黒字化。3. 特販・買物支援事業を通して、組合員・地域への貢献。4. 共済事業を通じて組合員の困った時のお役立ち。以上4つを事業達成項目として決めました。

2. 目標達成のため、私たちは年度スローガンを『あたり前のことをあたり前に』として①売り場、作業場、職場の整理整頓、清掃。②時間を守る。約束を守る。③職場内、外での明るい先手の挨拶。④小さな事・あたり前に磨きをかける。を組合員、職員、役員が一体となって取り組んできました。

3. コロナ禍も3年目となり、組合員は新たな生活スタイルにも慣れてきましたが、年度開始以降、商品の値上げは繰り返し1年間続いてきました。夏以降は電気等エネルギー関連料金の大幅な値上げもあり、組合員の暮らしは一段と厳しい状況となりました。

4. そんな中、供給事業は供給高、粗利益に一定の改善は見られ、ほぼ予算に近い実績となり

ましたが、人件費や光熱費を主とする物件費の予算超過により残念ながら予算未達の赤字での決算となりました。

組合員活動は、コロナ禍にあつて今年度も多くの活動が中止を余儀なくされましたが、この間継続的に取り組んできている平和・商品・環境・健康・エネルギーに対する活動を多くの組合員参加のもと進めてきました。

グリーンコープ生活協同組合おおいた

一、コロナ禍も3年が経ち、いろんなツールを使い分けながらWithコロナを意識した活動を行うことも日常化してきました。そのような中、ロシア軍によるウクライナ侵攻で多くの命が奪われ、世界の秩序がいとも簡単に壊されました。さらに追い打ちをかけるように、気候変動による地球規模の甚大な災害が次々と容赦なく起きています。温暖化問題に今を生きる私たち一人ひとりが解決に向け歩み始めなければ、「みどりの地球をみどりのままで未来を生きる子どもたちに手渡すことができない」と思いを強くしました。世界情勢が混沌とし憂えている今こそ、「カーボンニュートラル」の実現に向けて私たちにはできることは何かを考え、取り組みを始めた一年でした。

二、2022年度秋のつどいのテーマは「みどりの地球をみどりのままで子どもたちに手渡そう」「カーボンニュートラルにつながる私たちの取り組み」に決めました。気候変動による異常気象の影響は世界各地で甚大な被害をもたらし、さらに新型コロナウイルス、紛争という危機も合わさり、飢餓という悲劇に見舞われている国もあるという状況を共有しました。手遅れになる前に、オールグリーンコープの組合員全員で進めることや、GCおおいたの取り組み、4Rなど私たち一人ひとりにできることを行いましょうとお伝えしました。開催会場数は47か所で、呼びかけや内容も様々に創意工夫することで多くの組合員に参加いただき、相互のつながりを実感することができました。

カーボンニュートラルの取り組みについては、「私たちにできること」を理事会で検討し執行しています。可能な限りのペーパーレスの取り組み、地球にやさしいナチュラルな暮らしをするための学習会、映画「杜人 環境再生医 矢野智徳の挑戦」の上映会、「2023カーボンニュートラルまつり」の開催に向けた検討などを進めてきました。

三、子どもたちが健やかに成長できるように、グリーンコープは、安心・安全をできる限り追求した「いのちを育む食べもの運動」を行っています。その一つとして、「学校給食を有機食材に」の運動の実現化に向けた取り組みを進めました。3食のうちの1食を担っている学校給食のことをもっと理解し、今後の活動を実りある運動につなげていきます。

食べもの運動のひとつでカーボンニュートラルにもつながる「GMOフリーゾーン宣言」「GMOフリーゾーンサポーター宣言」の呼びかけを、組合員やグリーンクラブ大分の生産者やメーカーに積極的に行いました。ご協力いただいた生産者とメーカーで262.3ha（東京ドーム約56個分）という広大な土地を申請していただきました。これからも継続して運動を広げていきます。

四、「住んでいる街を住みたい街に」グリーンコープの福祉をやわらかく地域に広げる活動と

して、「福祉活動組合員基金」を活用し、里親制度の広報活動・子育て講演会・子ども料理教室・福祉講演会などに取り組みました。これからも、誰もが住み慣れた街に安心して暮らし続けられることを目指して、進めていきます。

五. 2021年度より継続して取り組んでいる「第二次夢ヲかたちに」は、地域福祉の実現に向けて力強く進めています。夢で一番多かった「住んでいる地域に誰でも集える子どもたちの居場所があったらいいな」は、各地域で担い手となり「子育てサポートワーカーズ候補者」に手を挙げた組合員と一緒にそれぞれの開設場所を探し、別府と湯布院地域から始めることを確認しています。その他にも、「買い物支援カード」や「配食サービスの充実化」についても、検討が進められるように取り組みます。組合員から寄せられた色々な夢の種がすくすくと育ち、それぞれの地域できれいな花を咲かせられるように進めます。

【職域生協の活動】

大分県学校生活協同組合

2022年度は第20次中期3ヶ年計画（2022～2024年度）の初年度でした。

1. 組織活動（新採用加入者）

全職員で2021、2022年度新採用者で生協三組合員を中心に職場訪問による加入促進に取り組みました。今年度は新型コロナウイルスの影響は少なく、2022年度新採用の加入者は265人（加入率77.2%）と前年を10%ほど上回りました。

2. 供給活動

今年度はコロナ禍による「巣ごもり需要」もない上、長引く物価上昇により組合員の購買意欲は低下し生活必需品施行となりましたが、年3回の強化月間でのトライキャンペーンと年間を通じての高利用率キャンペーンは好評をいただきました。

また、学校訪問の指定店、代行販売、保険事業は行動制限がなくなり回復傾向が見られた一方学校現場の多忙化により、コープおおいたへの委託事業（週配）は今年度末を以って終了することとなりました。

3. 組合員活動

今年度も新型コロナウイルス感染拡大防止のため予定していた組合員活動は縮小開催又は中止としました。

4. 災害支援

秋の生協強化月間でのカンパ活動と被災地の商品利用での支援を行いました。

5. ライフプランセミナー

学校生協・高校生協・教職員共済生協の共催による「退職を見通したライフプランセミナー」を開催（県教育会館）し、57人の参加がありました。

大分県高等学校生活協同組合

1. 組織活動

新規加入者は30名で前年比1名減となりました。退職者等の脱退者が61名となり、組合員数は年々減少しています。10月・11月の出資金増資運動では、組合員の協力により多くの増資があり成果を上げましたが、新規加入者より脱退者が多く、脱退者の出資金が高額のため、出資金総額、一人当たり出資金は減少しました。

2. 供給活動

新型コロナウイルスの影響で、強化月間（年3回）と年末企画（12月）の共同購入は、利用者数、利用高、一人当たりの利用金額は減少しています。県産品・独自企画は予算・前年度を若干下回りました。その他・店売りは大きく減少しました。供給事業は、指定店・提携店の利用が少なく厳しい状況です。

3. 経営活動

保険手数料の減少と指定店・提携店の利用が少なく受取手数料が減って、その他の事業収入も減少しました。予算・前年度とほとんど変わらず人件費の減少と、物件費の増加により事業経費はほぼ予算通りでした。事業外収益の減少が経常利益の減少につながっていますが、当期剰余金はプラスとなりました。

大分大学生生活協同組合

1. 供給高、利用状況、損益

2022年度の供給高は611,498千円と前年超過しましたが、対予算で▲9.6%にとどまり、部門別では、書籍部門▲12.9%、購買部門▲12.9%、食堂部門▲16.7%、旅行・サービス部門+7.0%でした。新学期事業でのパソコンや英語講座等のマイナスが大きく影響しました。昼食利用はある程度戻ってきた一方で、新型コロナ感染症対策として学生の部活サークル活動が制限されたこともあり、夕方以降の食事利用が回復しません。

営業時間延長や時給改正による人件費の増加とあわせて、電気・ガスや小燃え品の高騰、レジ等のシステム入れ替えにより事業経費が超過しました。雇用調整助成金を活用しても経常剰余金は▲1,580万円でしたが、大学生協共済連がCO・OP共済連に事業譲渡されたことで分配された残余財産約6,200万円の特別利益などにより、税引後当期剰余は繰越損失金1,925万円から4,475万円の黒字で終わることができました。

2. 大学との関係

自動販売機の剰余や経済学部100周年事業へ397万円を寄付しました。2020年度より学研災、学研賠の窓口業務を受託し、福祉健康科学部理学療法コースの臨床実習のための宿泊代の積立金管理も行っています。

3. 地域との関係

住まい事業では、物件の斡旋と合わせて、旦野原ハイツの生協管理物件の清掃強化を地域住民の協力をいただきながら継続して取り組んでいます。

4. 学生総合共済

病気やケガ等で入通院された方に、838 軒、7,525 万円（うち新型コロナ関連 645 名、5,803 万円）の共済金をお渡しすることができました。

卒業生の出資金返還会場では、卒業後の学生総合共済「新社会人コース」の加入案内の取り組みを生協コープおおいたさん、グリーンコープ生協おおいたさんと実施しました。

大分県職員消費生活協同組合

1. 2022 年度の組合員数は、退職者の継続加入の取り組みや新規採用職員等の加入促進を図り、6,032 人（15 人増）となりました。
2. 2022 年度は、仮店舗営業もあり各種行事の中止など新型コロナウイルス感染症の影響が大きく、黒字転換できませんでした。

事業高は、86,722 千円（前年比 95.0%）で供給事業（売上高）のトータルは前年比 93.5%の 71,073 千円となりました。

事業経費では、サーバー等入替経費の増加はあったものの、会議の Web 開催による旅費交通費の減、会費の減免による諸会費の減等により前年比 93.5% となりました。

また、指定店情報の発信などホームページの充実に努めるとともに、LINE @による情報提供の充実に努めました。

自治労大分県本部信用販売生活協同組合

1. 2022 年度は、第 4 次中期事業計画（2020-2022 年度）の最終年として、県産品愛用運動の品目の見直しや組合員の要望に応えた供給品目等を提供、供給目標・利益目標を設定するとともに、加盟 30 組合との意見交換等を年 2 回実施しながら生協事業推進体制の強化に向け取り組んできました。
2. 組合員と出資金については、退職不補充に一定の歯止めがかかりつつあることに加え、退職者組合員の加入が引き続き増加したため微増となりました。

事業高は、ガソリン事業・各種保険事業が減少したものの、直販・県産品愛用運動事業や手数料収入等の増により、前年比で約 3,226 千円（1.7%）の増となりました。

大分県労働者総合生活協同組合

2022 年度は、ウクライナ情勢などによる物価高の影響で新築住宅販売が低迷していることもあり、事業基盤の強化として安定的な収入の拡大を図るため、住宅事業部内の賃貸関係の事業を管理部へ移管し、管理事業に特化した体制へ変更しました。

1. 管理事業

所有物件の管理会社を変更したことによる管理費の削減、賃貸用マンションの購入と新規賃貸アパートを建設し、安定的な事業収入の確保に向けた取り組みを進め、組合員へ良質な

住居の提供に努めました。

2. 住宅事業

- ① 高品質で安全・安心な居住空間を重視した住居（すまい）づくりをめざし、自由設計の注文住宅“フォワード”を活用した新築住宅の受注とリフォームの受注を中心に活動を行いました。
- ② 新築住宅の着工件数は厳しい状況が続いていますが、リフォーム事業は協力団体の組合事務所の改装や、過去に造成した大型団地でのリフォーム受注の増加により一定の成果を挙げることができました。
- ③ 分譲住宅は今まで大分市、別府市を中心に開発していましたが、新たに次年度以降の事業用宅地として、中津市で宅地開発に取り組みました。

3. 旅行事業

国や自治体の観光業への経済支援策に積極的に取り組み、支援策を活用した宿泊企画や食事企画を組合員に提供しました。また、新しい企画に取り組み、一定の事業回復は見せていますが、依然厳しい事業環境が続いています。

【医療・福祉生協の活動】

大分県勤労者医療生活協同組合

1. 組合員の推移と出資の状況

2022年度も残高通知の発行により、組合員の整理・把握を行いました。みなし自由脱退の処理を行ったことに伴い本年も組合員数は減少傾向です。新型コロナウイルス感染拡大を受けてインフルエンザ予防接種をはじめとした病院と診療所の窓口での加入促進の取り組みが思うようにできなかったことも影響し、出資について、目標とする増額を図ることはできませんでした。

2. 病院・診療所・介護事業の利用促進

病院と診療所、そして介護事業の利用促進のため、1日当たりの患者数・利用者数について目標数を定めて取り組みました。入院と外来については昨年と比較し回復傾向となりましたが、介護事業については今年度も、新型コロナウイルスの影響をかなり受けた状況となりました。

健診については、多くの企業や団体に利用いただきました。多種類の健診を準備して、依頼者の要望も踏まえて内容の充実に努めています。

3. 組織活動・教宣活動・広報活動

機関紙「お元気ですか」の発行やホームページによる組合員活動や診療の紹介により、構成組織や関係団体に対して、出資や医療事業等の活用を要請するとともに、各団体が主催する行事等に参加・協力・後援を行ってきました。しかし、勤労者医療生協加盟組織の退職者の皆さんや大分協和病院を中心とする地域の高齢者で構成する大分協和病院健康クラブの皆さんとの交流事業（囲碁大会、グランドゴルフ大会、ミニバレーボール大会など）は新型コ

コロナウイルスの感染拡大の影響から本年度も開催できませんでした。

大分県医療生活協同組合

- ① 2022年度は二度にわたる感染拡大があった中、コロナ以前とコロナ禍で始めた新たな活動の融合により再び活動が広がり前進することができました。3年ぶりの「新春のつどい」の開催、「ウォークイベント」「地域訪問行動」など組合員のつながりを広げることができました。
- ② くらしや健康づくりのネットワークを広げる「居場所づくり」として、新たに大分東支部に「医療生協ひまわりの家」を開設し、スクエアステップ教室や子ども食堂など地域のまちづくり活動の拠点となっています。
- ③ スクエアステップ教室の「指導員養成講座」を行い、新たに17名の指導員が誕生し、これまでの中央教室に加え、新たに14支部で教室を開講し、健康づくりの活動の柱として大きく広がりました。
- ④ 新たな支え合い活動として「フードパントリー」を県内5か所で開催しました。
- ⑤ 新型コロナウイルス感染症は過去最多の陽性者数となり、病院や診療所での発熱外来、病棟での入院対応、訪問診療や介護事業所での施設や自宅療養者の対応などが大きく増加し、各事業所での感染症対応が前進しました。
- ⑥ 事業活動では、事業収益は医業・介護福祉とも前年から増収（前年比102.6%）となりました。診療所、歯科、訪問系介護サービス、入居施設で前年から利用者数を伸ばしました。
- ⑦ 組合員数は、コロナ禍以降3年連続での減少となりましたが、出資金ふやしの取り組みは15年連続で1億円を上回る到達となりました。
- ⑧ これからの医療活動を担う後継者対策が前進しました。特に医師は7年連続で初期研修医が入職し、今年度は2名の医師が初期研修を行いました。専門医取得の後期研修として専攻医4名が研修を進めています。

大分県福祉生活協同組合

2022年度は、地域に根ざした事業運営、累積赤字の解消を事業運営の基本目標としました。

1. 事業運営

前年度に引き続き、業務内容の見直し等、業務改善に取り組みました。

累積赤字について、欠損金が約7,600千円減少しました。

総事業高は前年比99.8%にとどまり、物価高騰による給食の仕入原価が107%増加し、事業利益は前年比で大幅に減少しました。

2. 事業活動

- ① 介護事業（デイサービス）は利用者数が増加し、事業収入は前年比120%の増となりました。
- ② 地域支援（ファミリーサポート）事業の運営体制を変更することにより、赤字体質を解

消し赤字が減少しました。

- ③ 文化スポーツ活動は、12月にグランドゴルフ大会を開催し、142名の元気な高齢者が参加しました。健康教室は、野津町や三重町で年5回開催しました。居場所づくりの取り組みは、コロナ感染拡大で今年度も中止しました。
- ④ 広報紙は、組合員の声を反映する紙面づくりに努力を重ね、年3回発行しました。

連合会の組織運営の状況に関する事項

1. 前事業年度における総会の開催状況

(1) 第69回通常総会の議決状況

総会開催日	2022年6月28日(火)	
総会代議員数		49名
出席代議員数	本人	19名
	書面	26名
	代理人(委任)	4名
	合計	49名

(2) 重要な議事及び議決事項及び議決状況

議案		賛成	反対	保留	合計
第1号議案	2021年度活動報告及び決算報告承認の件	49	0	0	49
第2号議案	2021年度監査報告承認の件	49	0	0	49
第3号議案	2021年度剰余金処分(案)承認の件	49	0	0	49
第4号議案	2022年度活動方針並びに予算案決定の件	49	0	0	49
第5号議案	役員報酬決定の件	49	0	0	49
第6号議案	役員選任補充の件	49	0	0	49
第7号議案	役員退任慰労金の件	49	0	0	49
第8号議案	議案決議効力発生の件	49	0	0	49

2. 会員に関する事項

2023年3月31日現在

会員名		期首出資金	期中増減額	期末出資金
1	生活協同組合コープおおいた	200,000	0	200,000
2	日田市民生活協同組合	200,000	0	200,000
3	グリーンコープ生活協同組合おおいた	100,000	0	100,000
4	大分県学校生活協同組合	80,000	0	80,000
5	大分県高等学校生活協同組合	50,000	0	50,000
6	大分大学生生活協同組合	50,000	0	50,000
7	大分県職員消費生活協同組合	100,000	0	100,000
8	自治労大分県本部信用販売生活協同組合	100,000	0	100,000
9	大分県労働者総合生活協同組合	330,000	0	330,000
10	大分県勤労者医療生活協同組合	50,000	0	50,000
11	大分県医療生活協同組合	50,000	0	50,000
12	大分県福祉生活協同組合	50,000	0	50,000
合計		1,360,000	0	1,360,000

3. 役員に関する事項

(1) 役員の兼職の明細 (2023年3月31日現在、理事13名、監事2名)

①理事会

役職名	氏名	兼職の明細
会長理事	青木博範	生活協同組合コープおおいた理事長
		大分県消費生活審議会委員
		特定NPO法人大分県消費者問題ネットワーク副理事長
専務理事	河原伸明	大分県消費者団体連絡協議会事務局長
		地球温暖化対策おおいた市民会議委員
		特定NPO法人大分県消費者問題ネットワーク理事
理事	後藤哲也	日田市民生活協同組合理事長
理事	日隈健一	グリーンコープ生活協同組合おおいた専務理事
理事	高瀬宏一	大分県学校生活協同組合専務理事
		特定NPO法人大分県消費者問題ネットワーク監事
理事	三重野修次	大分県高等学校生活協同組合専務理事
理事	磯崎修治	大分大学生生活協同組合専務理事
理事	政丸佐智夫	大分県職員消費生活協同組合専務理事
理事	首藤俊一	自治労大分県本部信用販売生活協同組合専務理事
理事	和泉吉信	大分県労働者総合生活協同組合専務理事
理事	塩月裕市	大分県勤労者医療生活協同組合専務理事
理事	吉田禎	大分県医療生活協同組合専務理事
理事	兒玉達典	大分県福祉生活協同組合常任理事

②監事会

役職名	氏名	兼職の明細
監事	江藤隆康	生活協同組合コープおおいた専務理事
監事	萩原潤	グリーンコープ生活協同組合おおいた常務理事

(2) 事業年度中に退任した役員

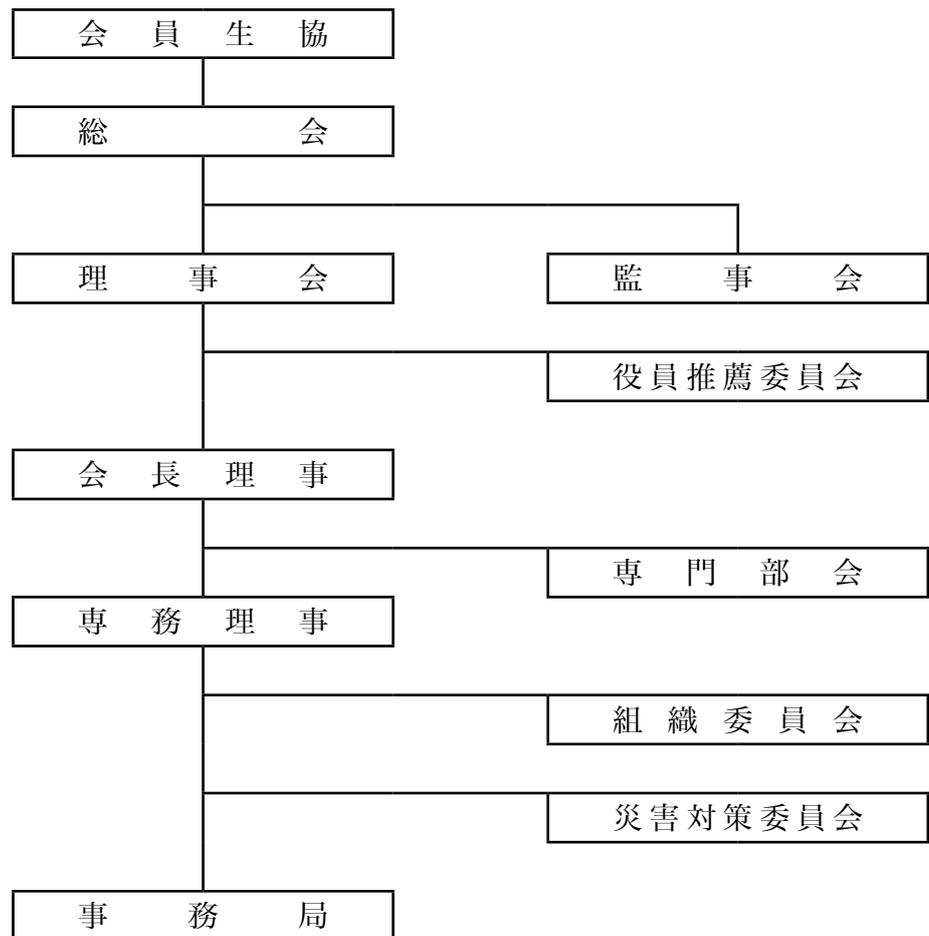
役職名	氏名	辞任期日	理由
理事	田辺修	2022年6月28日	組織上の都合
理事	辛島サツキ	2022年6月28日	組織上の都合

(3) 会と役員との間の利益が相反する取引の明細

該当する事項はありません。

4. 業務の運営に関する事項

(1) 運営組織



(2) 部会及び委員会

① 専門部会

部 会 名	部 会 長 名	構 成 会 員 生 協
地 域 部 会	後 藤 哲 也	生協コープおおいた・日田市民生協
		グリーンコープ生協おおいた
職 域 部 会	高 瀬 宏 一	学校生協・高校生協・大分大学生協
		県職員生協・総合生協・自治労信販生協
医 療 ・ 福 祉 部 会	塩 月 裕 市	勤労者医療生協・県医療生協
		県福祉生協

② 役員推薦委員会

選 出 部 会 名	委 員 名	所 属 生 協 ・ 役 職 名
地 域 部 会	後 藤 哲 也	日田市民生協理事長
職 域 部 会	高 瀬 宏 一	大分県学校生協専務理事
	首 藤 俊 一	自治労大分信販生協専務理事
医 療 ・ 福 祉 部 会	塩 月 裕 市	大分県勤労者医療生協専務理事

③組織委員会

委員名	所属生協名
下村 卓也	生協コープおおいた
矢幡 真由美	日田市民生協
萩原 潤	グリーンコープおおいた
矢野 哲也	大分県学校生協
三重野 修次	大分県高校生協
田 真健 弥	大分大学生協
政丸 佐智夫	大分県職員消費生協
首藤 俊一	自治労大分信販生協
前川 卓也	大分県労働者総合生協
梅本 剛	大分県勤労者医療生協
工藤 智子	大分県医療生協
太田 慎也	大分県福祉生協

④災害対策委員会

委員名	所属生協名
後藤 秀樹	生協コープおおいた
後藤 哲也	日田市民生協
萩原 潤	グリーンコープおおいた
高瀬 宏一	大分県学校生協
三重野 修次	大分県高校生協
磯崎 修治	大分大学生協
政丸 佐智夫	大分県職員消費生協
首藤 俊一	自治労大分信販生協
和泉 吉信	大分県労働者総合生協
塩月 裕市	大分県勤労者医療生協
吉田 禎	大分県医療生協
兒玉 達典	大分県福祉生協

(3) 関連団体

団体名	構成組織名・役職名
日本生活協同組合連合会	九州地連運営委員会委員（青木・松本） 九州地連県連活動推進会議委員（河原）
大分県消費者団体連絡協議会	J A女性部・漁協女性部・地域婦人連・母子寡婦連・生活学校運動推進協・大分県消費者問題ネットワーク・生協県連で構成。 県連から河原専務を事務局長に選出。
一般社団法人 大分県労働者福祉協議会	労働団体や事業団体で構成し、総合生協・勤労者医療生協・生協県連が加盟。 県連から河原専務理事を理事に選出。
特定非営利活動法人 大分県消費者問題 ネットワーク	生協県連と12の会員生協、弁護士・消費者団体で構成。県連から青木会長理事を副理事長、河原専務理事を理事、高瀬理事を監事に選出。
大分県協同組合協議会	県内10団体（J A大分中央会、J A大分信連、J A全農おおいた、J A共済連大分、J A大分厚生連、県漁業協同組合、県酪農業協同組合、県椎茸農業協同組合、県森林組合連合会、県生協連合会）で構成、県連から青木会長理事を副会長、河原専務理事を事務局委員に選出。

5. 施設の状況

施設名	所在地	建物（延べ面積）	摘要
事務所	大分市青崎1丁目9番35号2階	20.46㎡	コープおおいたより賃借

6. 子会社等の概況及び決算の概況

該当する事項はありません。

2022 年度会員生協実勢数

生協名			組合員		事業高		出資金		出資金1人当
			実数(人)	前年比(%)	実数(千)	前年比(%)	実数(千)	前年比(%)	平均額(円)
地域生協	生協コープ おおいた	2021	181,409	101.8	19,085,492	94.5	6,931,242	106.6	38,208
		2022	183,612	101.2	18,962,711	99.4	7,206,832	104.0	39,250
	日田市民生協	2021	18,477	100.9	1,188,176	97.3	43,494	100.8	2,354
		2022	18,647	100.9	1,281,063	107.8	43,773	100.6	2,347
	グリーンコープ 生協おおいた	2021	28,873	98.6	4,416,057	99.6	2,659,311	104.9	92,104
		2022	29,369	101.7	4,429,163	100.3	2,718,545	102.2	92,565
職域生協	大分県学校 生協	2021	6,973	98.9	252,934	67.4	145,105	99.1	20,810
		2022	6,989	100.2	242,441	95.9	143,278	98.7	20,501
	大分県高校 生協	2021	3,698	94.5	34,353	97.1	36,466	93.6	9,861
		2022	3,666	99.1	31,481	91.6	35,996	98.7	9,819
	大分大学 生協	2021	6,000	99.0	600,123	92.9	108,796	99.3	18,133
		2022	5,797	96.6	611,498	101.9	105,052	96.6	18,122
	大分県職員 消費生協	2021	6,017	101.1	91,331	91.7	38,668	97.0	6,426
		2022	6,032	100.2	86,583	94.8	37,416	96.8	6,203
	自治労大分 信販生協	2021	11,930	100.2	185,633	97.4	97,962	100.3	8,211
		2022	11,975	100.4	188,859	101.7	98,486	100.5	8,224
	大分県労働者 総合生協	2021	130,793	99.9	273,880	45.2	2,407,146	104.1	18,404
		2022	129,025	98.6	479,303	175.0	2,520,606	104.7	19,536
医療・福祉生協	大分県勤労者 医療生協	2021	54,819	99.0	702,465	99.1	108,400	98.7	1,977
		2022	54,099	98.7	727,397	103.5	107,367	99.0	1,985
	大分県医療 生協	2021	26,870	99.3	3,193,945	106.7	1,163,133	97.8	43,287
		2022	26,383	98.2	3,276,148	102.6	1,181,919	101.6	44,799
	大分県福祉 生協	2021	3,103	99.6	131,898	99.6	35,681	120.8	11,499
		2022	3,059	98.6	131,682	99.8	39,920	111.9	13,050
合計		2021	478,962	101.1	30,156,287	99.1	13,775,404	104.3	28,761
		2022	478,653	99.9	30,448,329	101.0	14,239,190	103.4	29,748

会員生協 12		組合員		事業高		出資金		出資金1人当
		実数(人)	前年比	実数(千)	前年比	実数(千)	前年比	平均額(円)
地域生協 3	2021	228,759	102.4	24,689,725	99.5	9,634,047	104.5	42,114
	2022	231,628	101.3	24,672,937	99.9	9,969,150	103.5	43,039
職域生協 6	2021	165,411	100.4	1,438,254	94.2	2,834,143	105.6	17,134
	2022	163,484	98.8	1,640,165	114.0	2,940,834	103.8	17,989
医療・福祉生協 3	2021	84,792	99.8	4,028,308	99.7	1,307,214	101.1	15,417
	2022	83,541	98.5	4,135,227	102.7	1,329,206	101.7	15,911

諸会議・活動日誌

(1) 総会 (2) 理事会

<p>総会</p> <p>第69回通常総会 2022年6月28日(火) 15時30分～17時 於：大分市中央町4丁目2番5号 ソレイユ7階「アイリス」</p> <p>出席者 49名(本人出席19名、書面出席26名、 委任出席4名)</p> <p>第1号議案 2021年度活動報告及び決算報告承認の件 第2号議案 2021年度監査報告承認の件 第3号議案 2021年度剰余金処分案承認の件 第4号議案 2022年度活動方針案並びに予算案決定の件 第5号議案 役員報酬決定の件 第6号議案 役員選任の件 第7号議案 役員退任慰労金の件 第8号議案 議案決議効力発生の件</p> <p>等、審議・協議</p>		<p>第4回理事会 2022年11月16日(水) 於：大分市中央町 ソレイユ</p> <ul style="list-style-type: none"> ・2022年度大分県行政との懇談会の開催について ・2022年度地域消費者フォーラムへの参加について <p>等、審議・協議</p>
<p>理事会(主な活動)</p> <p>第1回理事会 2022年6月28日(火) 於：大分市中央町 ソレイユ</p> <ul style="list-style-type: none"> ・代表理事の選定について ・会長理事及び専務理事の互選について ・役員退任慰労金の承認について ・県生協連第29回平和のつどい、ピースアクション inナガサキの実施について <p>等、審議・協議</p>		<p>第5回理事会 2023年1月26日(木) 於：大分市都町 アートホテル大分</p> <ul style="list-style-type: none"> ・県生協連2022年度決算見込みと下期会費について ・県生協連の定款に基づく事業と果たす役割について <p>等、審議・協議</p>
<p>第2回理事会 2022年7月13日(水) 於：大分市中央町 ソレイユ</p> <ul style="list-style-type: none"> ・2022年度第30回県議会議員との懇談会について ・「2023年度県行政への要望書」の作成と提出について ・2022年度役員視察研修について ・2022年度会員生協監事研修会について ・2022年度第27回大分県生協大会(役職員研修会)の実施について <p>等、審議・協議</p>		<p>第6回理事会 2023年3月15日(水) 於：大分市中央町 ソレイユ</p> <ul style="list-style-type: none"> ・県生協連第70回通常総会の議案関係について ・県消費者問題ネットワーク第17回定期総会への出席について <p>等、審議・協議</p>
<p>第3回理事会 2022年9月14日(水) 於：大分市都町 アートホテル大分</p> <ul style="list-style-type: none"> ・2023年度予算編成及び行政執行に関する要望書の作成と提出について ・2022年度役員視察研修について ・2022年度会員生協監事研修会について ・第27回大分県生協大会(役職員研修会)について ・第33回生協連スポーツ交流会(ボウリング大会)について <p>等、審議・協議</p>		<p>第7回理事会 2023年5月17日(水) 於：大分市中央町 ソレイユ</p> <ul style="list-style-type: none"> ・県生協連第70回通常総会議案書(一次案)について ・県生協連第70回通常総会の運営について ・県生協連役員選任補充の件について <p>等、審議・協議</p>
<p>第8回理事会 2023年6月7日(水) 於：大分市中央町 ソレイユ</p> <ul style="list-style-type: none"> ・県生協連第70回通常総会議案書(最終案)について ・県生協連第70回通常総会の役割分担について ・県生協連役員推薦委員会について ・当面の取り組みについて <p>等、審議・協議</p>		<p>第8回理事会 2023年6月7日(水) 於：大分市中央町 ソレイユ</p> <ul style="list-style-type: none"> ・県生協連第70回通常総会議案書(最終案)について ・県生協連第70回通常総会の役割分担について ・県生協連役員推薦委員会について ・当面の取り組みについて <p>等、審議・協議</p>

(3) 監事会

<p>第1回監事会</p> <p>日時 2022年7月4日(月) 10:00~11:00 場所 大分県生活協同組合連合会 事務所 出席者 河原 伸明専務理事、 江藤 隆康監事、萩原 潤監事</p> <p>議題</p> <p>1. 監事会議長の選出 監事監査規則第11条により、監事会議長に「江藤 隆康」氏を選出した。</p> <p>2. 特定監事の互選 監事監査規則第12条により、特定監事に「江藤 隆康」氏を互選した。</p> <p>3. 2022年度監査方針および監査計画</p> <p>1) 監査方針</p> <p>①県連行事への積極参加ならびに理事会決議その他における各理事の意思決定の状況を検視し、理事の職務履行について適切に支援する。</p> <p>②決算関係書類およびその付属明細書が、県生協連の財産および損益の状況を適正に表示しているかどうかについて意見を形成するため、資産・負債・純資産の状況および収益・費用について監査する。</p> <p>③部会活動ならびに県連全体活動を通し、会員生協が相互に交流を深め、県内における生協運動がより活発に行われることと個々の経営状況が健全に行なわれることに寄与できるよう、監事の立場から継続支援する。</p> <p>2) 監査計画</p> <p>年間の監査スケジュールを検討し、連合会監事会の性格を加味し、大枠を決定した。</p> <p>第1回監事会 本日 第2回監事会 2023年4月</p> <p>※その他、必要が生じた際は別途招集することとした。</p> <p>※通常の監査方針とあわせて、コロナ禍の中行なわれる県連会議・行事が適正に安全対策に配慮して実施されるかについて、あわせて確認していく。</p>	<p>第2回監事会</p> <p>日時 2023年5月10日(水) 13:30~14:30 場所 大分県生活協同組合連合会 事務局 出席者 河原 伸明専務理事、 江藤 隆康監事、萩原 潤監事</p> <p>議題 2022年度決算監査</p>
---	---

(4) 委員会

<p>■組織委員会（主な活動）</p> <p>第1回組織委員会 2022. 7. 1（金）10時～ 於：ソレイユ 7F ローズ</p> <ul style="list-style-type: none">・2022年度「第29回県生協連平和のつどい」の取り組みについて・2022年度「ピースアクションinナガサキ」の取り組みについて・機関紙「おおいたの生協・県連だより」原稿について・第32回県生協連スポーツ交流会（ボウリング大会）の開催について・大分県と県生協連が連携した広告・啓発活動の実施について <p>等、協議・意見交換</p> <p>第2回組織委員会 2022. 9. 7（水）10時～ 於：ソレイユ 7F ローズ</p> <ul style="list-style-type: none">・2022年度「第29回県生協連平和のつどい（戦跡巡り）」の総括について・2022年度「ピースアクションinナガサキ」の総括について・機関紙「おおいたの生協」「県連だより」の発行について・第30回大分県議会議員との懇談会について・第27回大分県生協大会（役職員研修会）について・県生協連第33回スポーツ交流会（ボウリング大会）について・大分県委託の「消費者被害防止の広報啓発チラシ」の作成と送付について <p>等、協議・意見交換</p> <p>第3回組織委員会 2022.12. 2（金）16時～ 於：ソレイユ 7F ローズ</p> <ul style="list-style-type: none">・2022年度の取り組みの総括について （各会員生協の活動状況・組織委員会）の取り組み総括・当面の取り組み 他 <p>等、協議・意見交換</p>	<p>第4回組織委員会 2023. 3. 17（金）10時～ 於：ソレイユ 7F ローズ</p> <ul style="list-style-type: none">・2023年度の取り組みについて・その他 <p>等、協議・意見交換</p> <p>第5回組織委員会 2023. 5. 24（水）10時～ 於：ソレイユ 7F ローズ</p> <ul style="list-style-type: none">・「第30回県連親子で考える平和の集い」の取り組み・2023年度「ピースアクションinナガサキ参加」の取り組み・折り鶴の対応 <p>等、協議・意見交換</p>
---	--

(5) その他主要会議

4 月	4日	県労福協情報紙第164号編集会議
	6日	県労福協他4団体合同チャリティゴルフ大会
	7日	税理士事務所と決算協議
	14日	県労福協第5回理事会

5 月	10日	第2回幹事会（決算監査）
	13日	第3回大分県消費者団体連絡協議会・街頭キャンペーン
	18日	県生協連第1回役員推薦委員会
	19日	大分県消費者問題ネットワーク第16回定期総会
	25日	県生協連第4回組織委員会
	25日	県労福協第6回理事会・第14回定期総会
	25日	大分大学生協第56回総代会
	27日	県生協連第3回幹事会（持ち回り）
27日	日田市民生協第47回総代会	

6 月	1日	県労福協情報紙第165号編集会議
	6日	大分県消費者問題ネットワーク第1回理事会
	6日	県生協連第2回役員推薦委員会
	7日	グリーンコープ生協おおい第36回総代会
	9日	県職員消費生協第58回総代会
	11日	県高校生協第62回総代会
	13日	自治労大分信販生協第61回総代会
	14日	県学校生協第57回総代会
	17日	日本生協連合会第72回通常総会
	21日	生協コープおおい第71回総代会
	25日	県福祉生協第17回総代会
	25日	県医療生協第41回総代会
	25日	県勤労者医療生協第41回総代会
	28日	大分県生活協同組合連合会第69回通常総会
	29日	県労福協第2回理事会

7 月	1日	県生協連第1回組織委員会
	4日	県生協連第1回幹事会
	12日	2022年度生協連上期会費の請求
	22日	県協同組合協議会事務局会議
	28日	県労働者総合生協第40回総代会
	30日	県生協連第29回平和の集い（戦跡巡り）

8 月	1日	大分県第1回消費生活審議会
	3日	日生協九州地連第1回運営委員会・県連活動推進会議
	7・8日	ピースアクションinナガサキ参加
	22日	地球温暖化対策おおい市民会議普及啓発部会
	24日	県消費者問題ネットワーク第3回理事会
26日	地球温暖化対策おおい市民会議講座担当者会議	

9 月	7日	県生協連第2回組織委員会
	8日	日生協・九州地連「日田市民生協経営対策協議」
	9日	県労福協第3回理事会
	14日	県生協連「日田市民生協経営対策協議」
	14日	「第30回県議会議員との懇談会」の参加状況と次第
	14日	第30回県議会議員との懇談会
21日	日生協2022年度県連活動交流会	

10 月	5日	日生協・九州地連第2回運営委員会
	7日	第2回県消費者団体連絡協議会
	12日	県消費者問題ネットワーク第4回理事会
	18日	日田市民生協第2回理事会（傍聴）
	19日	令和5年度大分県予算要望書の提出
	30日	県労福協「2022福祉研修会」

11 月	1日	県消費者問題ネットワーク第5回理事会
	2日	県労福協第4回理事会
	5日	地球温暖化対策おおい市民会議講座
	7日	地球温暖化対策おおい市民会議普及啓発部会
	8日	日田市民生協酒井理事長の逝去と対応
	9日	生協コープおおい創立70周年記念式典・祝賀会
	11日	第28回九州ブロック生協・行政合同会議
	12日	日田市民生協理事学友会
	16日	第27回大分県生協大会（役員研修会）
	17日	日生協九州地連大規模災害対策連絡会
	19日	県生協連第33回スポーツ交流会（ボウリング大会）
30日	日生協九州地連第3回運営委員会・活動推進会議	

12
月

- 1日 県労福協情報紙第168号編集会議
- 2日 県生協連第2回組織委員会
- 10日 県労福協2022リーダー育成研修会
- 12日 県生協連の定款に基づく事業と果たす役割に関するアンケート
- 13日 県消費者問題ネットワーク第6回理事会

1
月

- 17日 日田市民生協第4回理事会
- 23日 令和4年度大分県消費者フォーラム in佐伯 (中止)
- 25日 県労福協第5回理事会
- 27日 県生協連第4回理事会・大分県行政との懇談会
- 30日 JCA比嘉専務・ワーカーズコープとの意見交換会

2
月

- 1日 九州地連第4回運営委員会・第3回県活動推進会議
- 13日 第2回地球温暖化対策おおいた市民会議
- 20日 消費者団体連絡協議会「事業者との意見交換」
- 22日 県消費者問題ネットワーク第7回理事会
- 22日 日田市民生協第5回理事会

3
月

- 3日 第3回大分県消費者団体連絡協議会
- 6日 大分県共創基金「めじろんファーム2023」
- 11日 県労福協第50回ボウリング大会

決 算 報 告 書

(第 69 期)

自 令和 4 年 4 月 1 日

至 令和 5 年 3 月 31 日

大分県生活協同組合連合会
大分市青崎1丁目9番35号

貸借対照表

2023年3月31日現在

(単位：円)

勘定科目	金額	勘定科目	金額
資産の部		負債の部	
普通預金	15,308,541	預り金	60,000
定期預金	5,008,007	未払法人税等	205,800
関係団体出資金	150,000	未払費用	0
建物付属設備	399,300	役員退職慰労金引当金	2,100,000
建物付属設備減価償却累計額	△ 42,358	負債合計	2,365,800
		純資産の部	
		出資金	1,360,000
		法定準備金	1,352,400
		役員退職慰労金積立金	0
		災害対策積立金	1,500,000
		災害見舞積立金	2,000,000
		別途積立金	4,650,000
		会員生協支援積立金	1,000,000
		創立70周年記念事業積立金	6,000,000
		前期繰越利益剰余金	270,344
		当期剰余金	324,946
		純資産合計	18,457,690
資産合計	20,823,490	負債・純資産合計	20,823,490

2022 年度損益計算書

2022 年 4 月 1 日～ 2023 年 3 月 31 日

大分県生活協同組合連合会

【収益の部】

科 目	2022 年度予算額	2022 年度決算額	備 考
県 連 会 費	15,494,800	12,445,760	コロナ禍等で下期会費を約305万円減額
県 委 託 費	623,700	623,700	
役員退任慰労金積立金繰入	0	0	
役員退任慰労金引当金繰入	0	0	
雑 収 入	90,000	98,147	
収 益 合 計	16,208,500	13,167,607	予算比約 305 万円の減

【費用の部】

科 目	2022 年度予算額	2022 年度決算額	備 考
役 員 報 酬	3,600,000	3,600,000	
雑 給	1,130,000	1,156,000	
福 利 厚 生 費	50,000	0	
役員退任慰労金	120,000	100,000	
役員退任慰労金引当金繰入	300,000	300,000	
人 件 費 合 計	5,200,000	5,156,000	予算比約 5 万円の減
教 育 ・ 文 化 費	1,690,000	1,153,136	県内戦跡巡り、ナガサキ行動の人数削減
広 報 費	1,358,000	1,284,530	広報誌、HPメンテ、県委託チラシ
研 修 費	1,650,000	0	役員視察研修の中止
調 査 研 究 費	220,000	80,192	監事研修の中止
会 議 費	438,000	422,370	
組 織 活 動 費	70,000	58,640	
県 生 協 大 会 費	190,000	28,972	講師旅費・謝礼不要
旅 費 交 通 費	600,000	500,320	
諸 会 費	1,784,000	1,784,000	
事 務 用 品 費	240,000	377,605	事務局パソコン購入
渉 外 費	1,250,000	873,356	
通 信 費	242,000	213,295	
地 代 家 賃	480,000	480,000	
租 税 公 課	2,000	1,394	
雑 費	200,000	196,298	
寄 付 金	200,000	0	
減 価 償 却 費	50,000	26,753	備品（事務所空調機）の減価償却
物 件 費 合 計	10,664,000	7,480,861	予算比約 318 万円の減
費 用 合 計	15,864,000	12,636,861	予算比約 322 万円の減

【当期剰余金】

科 目	2022 年度予算	2022 年度決算額	備 考
税 引 前 当 期 剰 余 金	344,500	530,746	予算比約 18 万円の増
法 人 税 等	100,000	205,800	予算比約 10 万円の増
当 期 剰 余 金	244,500	324,946	予算比約 8 万円の増

【決算関係書類の付属明細表】

1. 組合員資本の明細

(単位：円)

区 分	期首残高	当期増加額	当期減少額	期末残高
生協コープおおいた	200,000	0	0	200,000
日田市民生協	200,000	0	0	200,000
グリーンコープ生協おおいた	100,000	0	0	100,000
大分県学校生協	80,000	0	0	80,000
大分県高校生協	50,000	0	0	50,000
大分大学生協	50,000	0	0	50,000
大分県職員消費生協	100,000	0	0	100,000
自治労大分信販生協	100,000	0	0	100,000
大分県労働者総合生協	330,000	0	0	330,000
大分県勤労者医療生協	50,000	0	0	50,000
大分県医療生協	50,000	0	0	50,000
大分県福祉生協	50,000	0	0	50,000
出資金合計	1,360,000	0	0	1,360,000
法定準備金	1,352,400	0	0	1,352,400
災害対策積立金	1,500,000	0	0	1,500,000
災害見舞積立金	2,000,000	0	0	2,000,000
別途積立金	4,650,000	0	0	4,650,000
会員生協支援積立金	1,000,000	0	0	1,000,000
創立70周年記念事業積立金	4,800,000	1,200,000	0	6,000,000
合 計	16,662,400	1,200,000	0	17,862,400

2. 関係団体等出資金

(単位：円)

団 体 名	期首残高	当期増加額	当期減少額	期末残高	
関係団体 出資金	日本生協連合会	120,000	0	0	120,000
	賀川教育基金	20,000	0	0	20,000
	九州労働金庫	10,000	0	0	10,000
合 計	150,000	0	0	150,000	

3. 引当金

(単位：円)

勘 定 科 目	期首残高	当期増加額	当期減少額	期末残高
役員退職慰労金引当金	1,800,000	300,000	0	2,100,000
合 計	1,800,000	300,000	0	2,100,000

【その他の決算関係書類の内容を補足する重要な事項】

1. 預金明細表

(単位：円)

区 分	期首残高	期末損高	当期増加額
九州労働金庫 白杵支店 普通預金 No. 4291727	14,996,735	15,308,541	311,806
九州労働金庫 白杵支店 定期預金 No. 7880221	5,007,964	5,008,007	43
合 計	20,004,699	20,316,548	311,849

2. その他の資産明細表

(単位：円)

区 分	期首残高	当期増加額	当期減少額	期末残高
未 収 会 費	0	0	0	0
前 払 金	0	0	0	0
立 替 金	0	0	0	0
合 計	0	0	0	0

3. 未払法人税等明細書

(単位：円)

内 訳	金 額
法 人 税	92,300
地 方 法 人 税	9,400
法 人 県 民 税	21,700
法 人 事 業 税	25,900
法 人 市 民 税	56,500
合 計	205,800

4. その他負債明細表

(単位：円)

区 分	期首残高	当期増加額	当期減少額	期末残高
預 り 金	120,000	300,000	240,000	60,000
仮 受 金	3,450	122,185	118,735	0
未 払 費 用	0	0	0	0
合 計	123,450	422,185	358,735	60,000

2022 年度損益金の処分表

2022 年 4 月 1 日～ 2023 年 3 月 31 日

勘 定 科 目	前期末残高	当期増加額	当期減少額	当期末残高
出 資 金	1,360,000	0	0	<u>1,360,000</u>
利 益 剰 余 金 (合 計)	16,772,744	1,524,946	1,200,000	<u>17,097,690</u>
法 定 準 備 金	1,352,400	0	0	1,352,400
その他利益剰余金 (合計)	15,420,344	1,524,946	1,200,000	<u>15,745,290</u>
災 害 対 策 積 立 金	1,500,000	0	0	1,500,000
災 害 見 舞 積 立 金	2,000,000	0	0	2,000,000
別 途 積 立 金	4,650,000	0	0	4,650,000
会 員 生 協 支 援 積 立 金	1,000,000	0	0	1,000,000
創 立 70 周 年 記 念 事 業 積 立 金	4,800,000	1,200,000	0	6,000,000
繰 越 利 益 剰 余 金	1,470,344	324,946	1,200,000	595,290
純 資 産	18,132,744	1,524,946	1,200,000	<u>18,457,690</u>

2022 年度大分県生協連合会 会費明細書

2023 年 3 月 31 日現在 (単位：円)

会 員 生 協 名	22年度会費予算	22年度会費実績	差 額	事 由
生協コープおおいた	8,579,400	8,150,430	△ 428,970	下期会費 10%減額
グリーンコープ生協おおいた	1,861,400	1,768,330	△ 93,070	”
日 田 市 民 生 協	748,400	374,200	△ 374,200	下期会費全額免除
大 分 県 学 校 生 協	322,600	161,300	△ 161,300	”
大 分 県 高 校 生 協	172,400	86,200	△ 86,200	”
大 分 大 学 生 協	390,000	195,000	△ 195,000	”
大分県職員消費生協	233,100	116,550	△ 116,550	”
自治労大分信販生協	375,000	187,500	△ 187,500	”
大分県労働者総合生協	771,500	385,750	△ 385,750	”
大分県勤労者医療生協	755,900	377,950	△ 377,950	”
大 分 県 医 療 生 協	1,116,600	558,300	△ 558,300	”
大 分 県 福 祉 生 協	168,500	84,250	△ 84,250	”
合 計	15,494,800	12,445,760	△ 3,049,040	コロナ禍を考慮

2022年度監査報告承認の件

監査報告書

2023年5月10日

大分県生活協同組合連合会
会長理事 青木 博範 殿

特定監事 江藤 隆康

監事 萩原 潤



私たち監事は、大分県生活協同組合連合会の2022年4月1日から2023年3月31日までの第69期事業年度の理事の職務執行及び決算関係書類について監査いたしました。

その方法及び結果について以下のとおり報告します。

1. 監査の方法及びその内容

各監事は、監事会の定めた監査の基準に準拠して、監事相互の意志疎通および情報交換を図るほか、あらかじめ年間で定めた監査方針並びに監査計画及び職務分担等に従い、理事と意志疎通を図り、情報収集並びに監査環境の整備に努めるとともに、理事会やその他重要な会議・行事に出席し、理事よりその職務の執行状況の報告を受け、必要に応じて説明を求めてきました。併せて、重要な決裁書類等を閲覧し、業務並びにその財産の状況について調査いたしました。以上の方法に基づき、当該事業年度に係る事業報告書及びその付属明細書について検討いたしました。

さらに、会計帳簿及びこれに関する資料の調査を行い、当該事業年度に係る決算関係書類（貸借対照表、損益計算書、剰余金処分案）及びその付属明細書について検討いたしました。

2. 監査の結果

(1) 事業報告書等の監査結果

- 一 事業報告書及びその付属明細書は、法令及び定款に従い、組合の状況を正しく示しているものと認めます。
- 二 理事の職務の執行に関する不正の行為又は法令もしくは定款に違反する重大な事実はありません。

(2) 決算関係書類（剰余金処分案を除く）及びその付属明細書の監査結果

決算関係書類（剰余金処分案を除く）及びその付属明細書は、組合の財産及び損益の状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認めます。

(3) 剰余金処分案の監査結果

剰余金処分案は、法令及び定款に適合し、かつ、連合会財産の状況その他の事情に照らして、指摘すべき事項はありません。

以上

2022年度剰余金処分(案)承認の件

剰余金処分(案)

I 当期末未処分剰余金		<u>595,290</u>
(1) 前期繰越剰余金	270,344	
(2) 当期剰余金	324,946	
II 剰余金処分量	0	<u>0</u>
III 次期繰越剰余金		<u>595,290</u>

(注)次期繰越剰余金に含まれる生協法第51条第4項の教育事業繰越金の額は200,000円です。

以上のとおり提案します。

大分市青崎1丁目9番35号

大分県生活協同組合連合会

会長理事 青木 博 範

2023年度活動方針案並びに予算案決定の件

I 特徴的な情勢

1. 暮らしをめぐる情勢

- ① 新型コロナウイルス感染症は3年を経過し、2023年に入り新規感染者数は減少傾向となったため、政府は社会経済活動を復活させる「ウイズコロナ」政策に舵を切り、3月13日にはマスク着用が個人の判断に委ねられ、5月8日以降、新型コロナは感染症法上インフルエンザと同等の「5類」へと変更され、65歳以上の高齢者や医療従事者等への予防接種も開始されましたが、引き続き自己責任による感染予防が求められます。
- ② ロシアによるウクライナ侵攻は1年以上が過ぎ、西側諸国の支援もあり、一進一退の攻防が続いていますが、この戦争の長期化により、小麦をはじめとする原材料価格の高騰、ガソリン・天然ガス・電気等エネルギー価格の上昇は、世界的な経済の混乱を誘発しています。
- ③ 日本においては、急激な円安の進行も相俟って諸物価の高騰、ガソリン・電気・ガス価格の上昇など消費者の生活を圧迫し続けており、政府の補助金政策では解消できない状況となっています。

2. 政治をめぐる情勢

- ① 国連の常任理事国であるロシアによる他国（ウクライナ）への侵略は世界の秩序を根底から揺るがすものであり、国連がこの侵略に制裁決議を下せない現状は、世界平和の番人としての責務を問われています。
- ② このような中、5月にロシア・中国を除くG7サミットが広島で開催され、核のない世界平和のための議論が交わされ、ウクライナのゼレンスキー大統領が来日したことは意義深いものですが、世界にはロシア・中国と親交のある国が多数存在しており、対立が深まる懸念されます。
- ③ 昨年7月の参議院選挙で自民党は63議席を獲得し総数119議席となり、公明党を加えた与党勢力は146議席と過半数をさらに拡大しました。政府は、エネルギーの安定供給と脱炭素化の両立を根拠に従来の政策を転換し、原発の廃炉期限の延長等最大限の活用を掲げましたが、相次ぐ電力会社の不備が公になり世論の批判を浴びています。
- ④ 3月28日、2023年度予算（過去最大の114兆3,812億円）が成立し、防衛費も過去最大の6兆7,880億円に加えて防衛力強化資金を3兆3,806億円を計上し、増税による資金調達を示唆しています。
- ⑤ 4月に実施された統一地方自治体選挙及び衆参補欠選挙は、全国では自民党は現状維持、立憲民主党は議席を減らし、日本維新の会が躍進しました。大分県では、広瀬知事が引退し、大分市長を退職した佐藤樹一郎氏と参議院議員を退職した安達澄氏が争い、佐藤氏が初当選、大分市長は前参議院議員の足立信也氏が無投票当選、参議院議員補欠選挙は自民党公募の白

坂垣紀氏と立憲民主党参議院比例を退職した吉田忠智氏が争い、白坂氏が僅差で初当選しました。県議会議員選挙では、新人・女性議員が躍進し、立憲民主党は現職2名が落選しました。

II 活動の基調

- ① 国連は2015年にSDGs（持続可能な開発目標17項目）を採択し、日本生協連は2018年の第68回通常総会でコープSDGs行動宣言を採択、全国の生協はSDGsを実現するため、①持続可能な生産と消費のために、商品と暮らしのあり方の見直し、②地球温暖化対策を推進し、再生可能エネルギーの利用・普及、③世界から飢餓や貧困をなくし、子どもたちを支援する活動の推進、④核兵器廃絶と世界平和の実現をめざす活動の推進、⑤ジェンダー平等（男女平等）と多様な人々が共生できる社会づくりの推進、⑥誰もが安心して暮らし続けられる地域社会づくりへの参加、⑦健康づくりの取り組みを広げ、福祉事業・助け合い活動の推進の7つの取り組みを進めています。
- ② 県生協連は県内12生協の連帯の場として、協同互助の精神に基づき、事業種別生協間の協同・連帯・連携を強化するとともに、県内生協の総合力を発揮し、地域社会を構築している大分県行政や協同組合、県社会福祉協議会・NPO等の諸団体との良好な関係を構築し、地域社会が活性化するための多面的な役割を強めていくため、以下の活動を展開します。
 1. 会員生協の活動を支援し、交流・連帯を促進する活動
 2. 食の安全・安心、消費者問題の取り組み、環境・福祉・平和活動などを通じて、生活の安全・安心に貢献する活動
 3. 行政や他団体との連携を強め、生協の社会的役割を発揮する活動
 4. 東日本大震災や地震や水害の被災者・避難者支援を強化する活動

III 具体的な活動

1. 会員生協の活動を支援し、交流・連帯を促進する活動
 - (1) 会員生協の経営状況を理事会で報告し、情報を共有化します。
 - (2) 機関誌である「県連だより」を年2回、「おおいたの生協」を年1回発行し、会員生協へ情報を伝達するとともに、各級議員、県や各自治体、各政党等に配布し、生協活動の広報に努めます。
 - (3) 大分県生協大会、会員生協の役職員研修会や監事研修会を開催します。
 - (4) 大規模災害と危機管理に備えるために日生協九州地連と連携して取り組みます。
 - (5) 県生協連内の各委員会や部会を開催し、情報交換に努めます。
2. 食の安全・安心、消費者問題の取り組み、環境・福祉・平和活動などを通じて、生活の安全・安心に貢献する活動
 - (1) 食品の安全・安心の定着と普及の促進
 - ① 会員生協と連携し、食品の安全・安心の定着と普及促進に努めます。

- ② 「消費者力」の向上をめざし、暮らしの安全を実現できる社会システムづくりに向けて、社会的役割を發揮し消費者組織としての意見発信や学習活動に取り組みます。
- ③ 行政等の各種審議会や協議会に参画し、積極的に意見を反映します。

(2) 消費者問題への取り組み

- ① 地方消費者行政の充実を求める取り組みと、県生活環境部と連携して消費者問題に取り組みます。
- ② 県や自治体の各種審議会や協議会に参画して、消費者行政の充実に向けて意見反映していきます。
- ③ 消費者被害の未然防止や拡大防止・救済活動を行う適格消費者団体であるNPO法人「大分県消費者問題ネットワーク」の中心的役割を果たします。
- ④ 県生協連は、大分県消費者団体連絡協議会の事務局を担っており、消費者月間である5月の街頭キャンペーンや地域消費者フォーラム等の活動に積極的に取り組みます。

(3) 環境・福祉活動の推進

- ① 地球温暖化防止のために、大分市の地球温暖化対策市民会議等に積極的に参画し、その役割を果たします。
- ② 地域生協の暮らしの助け合い活動や医療・福祉生協の活動と連携して福祉活動の強化に努めます。

(4) 平和活動の取り組み

平和の尊さ、戦争や核兵器のない社会の実現をめざして、日生協が主催するピースアクション in ナガサキに参加するとともに、県生協連独自の平和のつどいの開催等に取り組みます。

3. 行政や他団体との連携を強め、生協の社会的役割を發揮する活動

(1) 大分県行政との連携強化

- ① 生協の窓口である県生活環境部県民生活・男女共同参画課と、日常的な意見交換や情報交換を行い、連携を強化していきます。
- ② 10月に次年度県予算編成並びに行政執行に関する意見書を提出し、1月に県生活環境部との意見交換を実施します。
- ③ 県より委託されている詐欺・悪質商法防止啓発事業について、会員生協と協力し、店舗等でのチラシ配布に取り組みます。

(2) 大分県議会議員との懇談会の開催

31回目となる県議会議員との懇談会を9月頃に開催し、生協としての役割や政策要求、社会的貢献活動への理解と協力を求めています。

(3) 大分県労働者福祉協議会との連携

大分県労働者福祉協議会の活動に参画し、福祉活動を通して労働団体や福祉団体と幅広く連携していきます。

(4) 協同組合間の連携

大分県協同組合協議会の一員として、協同組合間活動に関する理解をさらに深め、活動の意義を広く県民に広報するとともに、地域社会への貢献に資する活動に取り組みます。

4. 東日本大震災や地震や水害の被災者・避難者支援を強化する活動

(1) 東日本大震災、福島第一原発事故の被災者・避難者支援の取り組み

- ① 東日本大震災、東京電力福島第一原発事故から12年となります。被災地の復興・復旧活動は進んではいますが、依然として多くの方が県内外での避難生活を余儀なくされている中、国民の関心は薄らいできています。
- ② 県生協連加盟の各会員生協は、これまで福島県産品の購買運動等に取り組み、県生協連も福島県新地町への記念植樹や現地視察・見舞金等に取り組みできました。今後も、復興・復旧が終わるまで、被災地を支援するとともに「被災地の今を知り伝える～忘れない」取り組みを継続します。

(2) 地震や水害の被災者・避難者支援の取り組み

- ① これまで、日本生協連及び全国の生協、県生協連加盟の各会員生協はコロナ禍の中で被災地支援が厳しい状況の中、募金活動やボランティア活動に取り組みできました。
- ② 2022年度は台風や大雨の被害は発生しませんでした。今後も、地震や水害の被災者・避難者の支援活動を継続していきます。

IV 会員生協の活動

【地域生協の活動】

生活協同組合コープおおいた

1. 商品活動

- ① 「エシカル消費」は職員学習に留まりました。「地域で組合員が学習する機会を提供し、より身近な言葉にできる取り組みを行っていく。」とした方針を全く遂行できずの1年を取り戻します。
- ② 「産地工場見学」は一律休止を解除し、理解いただいた取引先を開放し、訪問ルールを新たに設定し再スタートをめざします。動画紹介やオンライン企画はもっと貢献度を上げるべく取り組みをすすめていきます。
- ③ 「援農」企画は、本来の目的を再度確認し、産直生産者全体に広げていきます。

- ④ 産直米と産直肉の生産者の再構築を図ります。
- ⑤ 包括連携協定の履行も含めた、必要な商品開発機能の一部復活をめざします。

2. 事業活動

- ① 宅配事業では、活動制限解除期間のアポ数・成約数の引き上げ、配布枚数の引き上げを主たる課題と位置づけます。また、eフレンズの利用者の拡大を図ると同時に、Web利用者へ段階的に、配布カタログを縮小・中止できるようにします。
- ② 店舗事業では、不振からの脱却と損益構造の改善に向け、転換の1年とします。また、移動店舗販売事業を店舗事業本部内に取り込み、より効果的な供給高予算到達の武器にしていきます。
- ③ 共済事業では、共済アポの回復を優先に、センターとの情報連携を強化します。「はじめてぼこ」からの加入推進はレベルを維持し、0歳児からの保障の入り口を提供します。
- ④ 福祉事業では、既存事業所はサービス付き高齢者向け住宅「彩白杵」も含め利用・入居者数アップによる収益性向上を図ります。また、生活支援事業（スマイルさぽーと）を福祉事業部内に取り入れ、上手に組み合わせたサービス提供を模索していきます。

3. 組合員活動

感染予防を行ったうえで多数参集の企画はルールの中で実施し、委員会活動等についても再開していきます。また、この間得たオンラインという武器も強化しながら、可能な限り開催回数を増やし、身近な組合員活動としてツール化していきます。

4. 地域・社会貢献

- ① 包括連携協定未締結の自治体は1市1村となりました。引き続き未締結自治体との協議を進めていくとともに、災害支援以外の分野での連携をさらに増やしていきます。
- ② 買い物弱者支援は知恵を出し合って、その課題解消の手助けができる手法を検討していきます。不定期訪問イベントも選択肢に入れ、生協に馴染みのない地域へのお知らせ活動を用意していきます。
- ③ 生活困窮者支援では、フードドライブのお届け先交流の場を模索し、双方に意識できる関係性を構築していきます。
- ④ 居場所づくりは別府での活動に一旦集中し、他地域でのサポーター（支援者）募集を並行して行っていきます。

5. 福島復興支援

基本的に全ての復興支援企画の再開をめざし、望まれる交流の形を検討していきます。

「学習」企画は、「ほぼ10分動画で解るALPS処理水海洋放出問題動画」を積極的に活用し、全職員が理解している状態を作ります。組合員活動の場での活用も呼びかけ、事実を正しく理解することを支援します。

日田市民生活協同組合

今から3年前の2020年2月頃より日本及び世界各地に混乱をもたらした新型コロナウイルス、そして昨年2月にはロシアのウクライナへの軍事侵攻。未だ混乱下での年度スタートとな

りました。

日田市民生協は、前身である日田市労農生協が1976年に創立され今年で47年を迎える事となりました。当時の設立趣意書には次の一文が記されております。

『最近、私たちの経済生活は収入の先行き不安と支出の急増という脅威を受け、不安にのいています。とりわけ、経済的弱者の立場にある労働者と農民に大きなしわ寄せが来ていることは疑う余地がありません。 — 中略 —

私たちはこうした状況の中で、なんとかして自分たちの生活を自分たちの力で守る方法を考えていかなければいけません。』

繰り返す歴史の中で今一度、設立当時の思いに立ち返り、組合員と共に生活を守る方法を考えていかなければなりません。「私たち組合員の暮らし向上」と「事業継続」

取り巻く環境の厳しさはありますが、設立趣意書にあるとおり、こうした状況下にあっても何とかして方法を考え実行しなければなりません。

組合員の暮らしの向上と事業継続に向け、組合員と職員が一体となって以下の具体的事業目標達成のため、実践項目を掲げ事業活動に取り組んでまいります。

【事業達成項目】

1. 地域にあって組合員に必要とされるお店づくり。
2. 事業継続のための店舗事業の黒字化。
3. 特販・買い物支援を通して、組合員・地域への貢献。
4. 共済事業を通じて組合員への困った時のお役立ち。

【実践・実行項目】

1. 売り場、作業場、職場の整理整頓、清掃。
2. 時間を守る、約束を守る。
3. 職場内、外での明るい先手の挨拶。
4. 小さな事・当たり前磨きをかける。

グリーンコープ生活協同組合おおいた

一. 組合員活動として、以下の5つの柱に取り組んでいきます。

- (1) 「グリーンコープ運動」を通して、仲間づくりと利用普及を楽しく進めます。
- (2) 「いのちを育む食べもの運動」で、安心・安全を力強く伝えます。
- (3) 「環境」・「平和」・「脱原発」運動で、子どもたちの未来をしっかりと守ります。
- (4) 「住んでいる街を住みたい街に」、グリーンコープの福祉をやわらかく地域に拡げます。
- (5) 私たちの「お店」と「キープ&ショップ」を全力で応援します。

二. 2020年度から続く新型コロナウイルスは、3年目となる2022年度でも社会に大きな影響を与え続け、さらに、原料価格・燃料価格の高騰による物価の上昇など、私たちの生活はここ数年で大きな変化を迎えることとなりました。そうした状況の中、リアルとオンラインの融合による新たな組合員の活動への参加、臨場感のある情報の媒介による利用拡大の取り組みなどを進め、単年度では3期連続の黒字を達成することができました。

2023年度は、この間に培った経験を活かし、組合員・労働協同組合（ワーカーズ）・職員事務局が一丸となり、組合員活動の活性化、組合員拡大の強化、利用単価の増加に取り組み、グリーンコープ運動の広がりを進めていきます。

三. 「気候変動」「地球温暖化」による環境の大きな変化は、私たちの暮らしや農業の分野においても大きな影響を与えています。グリーンコープは、その理念の一つとして「自然と人の共生」を掲げ、「みどりの地球をみどりのままで子どもたちに」という言葉に代表されるように、一貫して環境を守る取り組みを進めてきました。リユースびんの使用・トレー to トレー・袋 to 袋・カタログ回収などをはじめとする循環型社会を目指した4 R運動や脱プラスチック、ファイバーリサイクル、フードマイレージ等の取り組みをさらに進め、私たちにできることを検討・実践し、カーボンニュートラルを組合員とともに進めていきます。

四. 地球は様々な課題を抱えています。稼働を続け新設の方針も出された原子力発電所、規制もなく社会に出回るゲノム編集食品、一段と進む少子高齢化・人口減少など、グリーンコープは、その一つ一つに向き合い、「いのち、自然、暮らし」を守るグリーンコープ運動の広がり、配送共同購入をはじめとするグリーンコープ事業の強化に向けて、運動と事業の発展・強化を進めます。グリーンコープの運動と事業のさらなる飛躍を目指します。

【職域生協の活動】

大分県学校生活協同組合

2023年度は、第20次中期計画3ヶ年計画（2022～2024年度）の中間年度となりますが、初年度（2022）の進捗状況を検証した上で「安全・安心で豊かな暮らしの提供、事業の改革・改善及び経営・財務基盤の確立、地域貢献できる生協」を目指し、以下の重点方針を中心に取り組んでいきます。

1. コンプライアンスに則った組織運営を行い、現職組合員の拡充と定職組合員の管理を進め、組織の活性化をめざします。
 - ① コンプライアンスに則った組織の運営を行います。
 - ② 現職組合員の加入促進を継続して取り組みます。
 - ③ 退職組合員活動の活性化へ向けた運営への参加拡大に取り組みます。
 - ④ 生協係との良い関係を維持し、学校現場での学校生協の活動を維持します。
 - ⑤ 組合員に対し、生協活動の理解を深めるための広報活動を充実させます。
 - ⑥ 学校現場における働き方改革の影響を注視しながら組織委員・商品委員・生協係との連携強化を図ります。
2. 事業体として経営数値の改善と安定化を図り、学校生協としての協同と連帯に貢献できる人材の育成を進めます。
 - ① 事業剰余金での黒字をめざす経営に体質改善を進めます。
 - ② 月度計画に対する予実管理のスピードアップと迅速かつ効率的な対策を可能とする管理

構造とします。

③ 学校生協の発展に寄与できる次代の中核人材の育成に努めます。

④ 時代に即した新たなビジョンを策定します。

3. 社会構造の変化に対応した事業の再構築を進め、事業剰余金での黒字をめざします。

① 組合員を取り巻く環境変化に応じた事業システムに改善します。

② 強化月間等も含めた組合員への事業告知を効率的に行います。

③ 剰余率の高い自主供給事業の拡大を図ります。

④ 事業剰余金の継続した黒字化をめざします。

⑤ 組合員に貢献できるサービス事業の充実・拡大を進めます。

⑥ インターネット等を活用した事業の拡大をめざします。

4. 教職員を取り巻く内外の関連団体との連帯・連携を推進し、各地の被災地の復興に貢献します。

① 全国学校生協の協同と連帯をさらに推進します。

② ブロック枠にとらわれない事業交流や情報交換をさらに深めます。

③ 学校用品との連携と新たな事業の開発を検討します。

④ 他の教職員福利厚生団体との交流を深め、事業内容の整理等を検討します。

⑤ 地域の防災対策並びに災害援助等に協力します。

⑥ S D G s の達成に向けた取り組みを進めます。

大分県高等学校生活協同組合

1. 組織活動

学校訪問や生協委員会等を利用して、新採用者をはじめ過年度採用者の未加入者に対して、積極的に新規加入に取り組みます。今年度の退職者に対して、年内から継続加入をお願いし、脱退者の減少に努めます。10月・11月に出資金増資運動を行い、組合員の協力により出資金の増額と1人当たりの出資金の増額に取り組みます。

2. 供給活動

年3回の共同購入（強化月間）の案内（チラシ等）に力を入れて、利用者数・利用高の増加に取り組みます。県内職域生協と共同で地産地消の県産品愛用運動に積極的に取り組みます。独自企画（回覧企画）の食料品（ハム・果実等）の組合員への周知と新しい商品開発により、毎月の利用者数・利用高の増加に取り組みます。

3. 経営活動

コンプライアンスを遵守して経営の健全化と改善に努め、生協委員との協力関係を深め、組合員相互の連帯と生協活動への理解に努めます。組合員数の増加に取り組み、事業活動の活性化により利用者数・利用高の増加を図ります。新型コロナウイルス感染症の位置づけが、「5類」に引き下げられ、日常生活は活気を取り戻しています。しかし、エネルギーや物価の高騰が消費者生活に大きな影響を及ぼしています。このような状況ですが、事業経費の削減に取り組み、経常剰余金の増加に努めます。

大分大学生生活協同組合

1. 2023年度方針及び予算のポイント

<基本方針>

コロナ禍で認知度や利用が減少した生協の事業活動や取り組みへの理解を広げ、組合員と共に新しいキャンパスコミュニティ創造への貢献と組合員の利用回復を目指します。

<最重点課題>

第8次中期計画の2年目として、引き続き来店者数を利用支持のバロメーターとし、新しいレジシステムの下で混乱なく、食堂及び購買の飲食分類の利用機会の回復を最重点課題とします。また、組合員の学びやくらしの変化、生協への期待や評価など調査活動を強化します。

<具体的課題>

- ① コロナ禍でも利用の柱になっていた分類や商品の利用を引き続き維持します。
- ② 進路やキャリア形成をサポートする学び事業の拡大に取り組みを進めます。
- ③ パン・米飯・内製弁当やベーカリーをはじめとする飲食分類の利用回復を目指します。
- ④ 外販部門を強化し、教職員の期待や困ったことを解決する窓口を目指します。
- ⑤ 新大分大オリジナルグッズの開発を組合員や大学と共に進めます。
- ⑥ 食堂の利用者満足度を高め、来店数を2019年度の75%以上を目指します。
- ⑦ 生協の住まい紹介の安心、信頼、便利を高める取り組みを進めます。
- ⑧ 新入生に「生協にお任せください」と自信を持って提案できる新学期事業を進めます。
- ⑨ 昨年再生した学生委員会と生協職員が協力して組合員活動に取り組みます。
- ⑩ 店舗業務を支える本部機能の強化を取り組みます。

3. 2023年度予算案

キャンパス滞留人口の回復次第ですが、供給高は6億7,800万円（2019年9億3,200万円の73%）とし、まずは来店数の回復を目指します。2023年度も電気・ガスやシステム費用など事業経費の増加が見込まれるため、経常剰余予算としては△874万円ですが、コロナ禍の諸制限緩和による利用回復の取り組みを図り、上積みを目指します。

大分県職員消費生活協同組合

2023年度は、引き続き人件費の見直しや、事業経費の節減を進めます。

また、供給高の増加策として、自治労会館を拠点としたセールなど集客対策に取り組みます。共同購入・商品あっせん事業充実や手数料増加のための新規指定店・新規事業の開拓、県と連携した各種事業、ホームページを活用した事業等を積極的に展開していきます。

安定した事業運営と職員の資質向上・業務研さんのもと、黒字化に向けて取り組みます。

自治労大分県本部信用販売生活協同組合

第4次中期事業計画(2020－2022年度)を総括し、第5次中期事業計画(2023－2025年度)を策定することとします。

1. 2023年度は、第5次計画の1年次として、県産品愛用運動をさらに充実・強化させるとともに、自治労生協OCカードの利用促進、葬祭・住宅事業の斡旋、各種保険事業等を推進し、2022年度の供給目標と利益目標の達成に取り組みます。
2. 組織面では、引き続き各単組の生協事業推進体制の充実・強化に向け、意見交換や説明会等に取り組みます。

大分県労働者総合生活協同組合

2022年度の総括を踏まえ、住宅事業・旅行事業・管理事業を以下の運動の基調に基づいて取り組みます。

1. 総合生協の強みである「総合力」発揮に向けて、こくみん共済coop大分推進本部・総合生協グループの総力を結集し、組合員の豊かで安心できる暮らしの実現を目指します。
2. 「旅(たび)」を通じて、組合員の目的達成と満足度の向上をはかります。また、心のこもった旅行サービスの提供に努め、組合活動を支援します。
3. 「住居(すまい)」を通じて、組合員が安心して快適な家族生活を実現できるよう、より良質なサービスの提供に努めます。
4. 地区推進委員会・連合・協力団体・福祉事業団体、および他の生活協同組合との連携強化をはかり取り組みを強めます。
5. 利用いただいている協力団体・組合員の声を大切にし、利便性・満足度の高い商品の提供がはかれるよう、職員教育・研修活動を実施します。

【医療・福祉生協の活動】

大分県勤労者医療生活協同組合

1. 出資・利用・参加の原則に則った運動の展開

新規組合員の加入促進と出資金の増強に取り組みます。特に近年は組合員・出資金が減少・減額傾向にあることから、労働組合・福祉団体・企業の組合員にも増資を要請するとともに、新規組合員の加入の働きかけをします。また、本年度も残高通知の発行により、組合員数の整理・把握を行うとともに、みなし自由脱退の処理を行います。

2. 病院・診療所・介護事業の利用促進

病院・診療所、そして介護事業の利用促進のため、1日当たりの患者数・利用者数の目標を設定し取り組みます。健診や地域活動を通じて企業や団体、地域の方々へ事業所の利用を勧めるとともに、機関紙やホームページなどを活用し利用拡大を図ります。

3. 関係諸団体との連携強化と情報宣伝活動の取り組み

勤労者医療生協の運動発展・強化のために、各団体との連携を強化します。また、医療生協活動への理解と参加を促進し、組織活動の活性化や事業の利用拡大を図るために情報宣伝活動に取り組みます。

大分県医療生活協同組合

2023年度【活動スローガン】

- 組合員と職員の協同で、医療生協の運動と事業を地域に広げ、いのちとくらしを守ろう
- 全事業所で経営目標を達成し、将来を切り開く事業展開を図ろう
- 時代の医療生協の運動と事業を担う人づくりを進めよう
- 憲法9条・25条を守り・活かす街づくりを進めよう

1. 医療生協の運動と事業を地域に広げ、一人ひとりが大切にされ、ともに暮らす街づくりを進めます。

- (1) 新たな仲間をふやし、医療生協の運動と事業を地域に広げ、地域の安心ネットワークを広げます。
- (2) “班”を中心とした健康づくり活動を改めて重視し、6・9・2月の班会に取り組みます。
- (3) 地域の中にある医療生協として、地域の一員としての事業所・職員として活動します。
- (4) フレイル・オーラルフレイル予防の取り組みを進めます。
- (5) スクエアステップの取り組みをさらに広げ、健康づくり活動を柱として展開します。
- (6) 一人ひとりの個性、多様性を認め合うまちづくりを目指した学習を進めます。

2. 医療生協の運動と事業をつなげ、サービスの質の向上を図り、将来を切り開く事業展開を図ります。

- (1) 医療生協ネットワークを活かした一体的なサービス提供を行い、サービスの質の向上を図ります。
- (2) 各事業所の地域での役割・ポジションを再構築し、地域連携を強化します。
- (3) 無料定額診療事業をより広め、地域の安心につなげます。
- (4) サービスの質の向上、業務の効率化を図るため、業務のICT化の推進とタスクシェアを進めます。

3. 次代の医療生協の運動と事業を担う人づくりを進め、活動を未来へつなげます。

- (1) 医療生協人として地域組合員と職員組合員がともに学ぶ「いのちの章典実践交流集会」を発展開催します。
- (2) 職員組合員として、地域とつながる活動を広げます～全職員が年1回以上組合員活動に参加します。
- (3) 地域で活動する新たな担い手づくりを目指し、「いきがい」「やりがい」が持てる活動、新たな層への働きかけを進めます。
- (4) 医師をはじめ医療従事者の働き方改革への対応準備を進めます。

- (5) 長引くコロナ対応等によるスタッフの疲労に対し、メンタルヘルス対策に取り組みます。
4. 憲法9条・25条を守り・活かし、平和で公正なまちづくりを目指します。
- (1) 社会保障の拡充、医療・介護福祉サービスの安定的な提供のための財政支援等を国や自治体に求め、高齢者一部負担金の改悪、介護保険制度の改悪反対の声を上げます。
- (2) くらしと平和を守る学習会や署名活動に取り組みます。
- (3) 防衛力強化・防衛費増額への反対、防衛増税反対の声を上げます。
- (4) 持続可能な世界を目指し、環境問題やエネルギー問題など学習を進めます。

大分県福祉生活協同組合

地域の要求に応え「誰もが安心して住み続けられる地域づくり」を進めます。

2023年度は累積赤字の解消の第5年度であり、解消実現に向け事業経営を行います。

2022年度の方針を引き続き2023年度も取り組みます。

気軽に集まれる居場所づくりや、新型コロナの感染対策に力を入れます。

1. デイサービス事業と給食事業を中心に事業を展開します。
通所介護事業（デイサービス）では更に内容を豊かにし事業基盤を強化します。
地域の人に選ばれるデイサービス、地域の人が集うデイサービスを目指します。
2. 「給食事業」を事業経営の大黒柱です。地産地消、食の安全など内容の充実に努力します。
又、配食サービスを通して、地域高齢者の見守り活動を行います。
3. 組合員加入者100人に取り組みます。
4. 共同して事業展開に取り組んでいる、医療法人ニコニコ診療所と福祉生協から情報の発信をホームページで行います。
5. 健康教室の取り組みは、コロナ感染拡大状況を見ながら、野津地域や三重町地区において今年度も継続し取り組みます。
6. 高齢者スポーツであるニコニコ杯グランドゴルフ大会を開催します。

2023年度収支予算書

2023年4月1日～2024年3月31日

大分県生活協同組合連合会

【収益の部】

科 目	2022年度予算額	2022年度決算額	2023年度予算額	前年予算比
県連会費	15,494,800	12,445,760	15,591,700	100.6%
県委託費	623,700	623,700	623,700	100.0%
役員退任慰労金引当金繰入	0	0	0	
雑収入	90,000	98,147	90,000	100.0%
収益合計	16,208,500	13,167,607	16,305,400	100.6%

【費用の部】

科 目	2022年度予算額	2022年度決算額	2023年度予算額	前年予算比
役員報酬	3,600,000	3,600,000	3,600,000	100.0%
雑給	1,130,000	1,156,000	1,160,000	102.7%
福利厚生費	50,000	0	50,000	100.0%
役員退任慰労金	120,000	100,000	100,000	83.3%
役員退任慰労金引当金繰入	300,000	300,000	300,000	100.0%
人件費合計	5,200,000	5,156,000	5,210,000	100.2%
教育・文化費	1,690,000	1,153,136	1,690,000	100.0%
広報費	1,358,000	1,284,530	1,358,000	100.0%
研修費	1,650,000	0	1,650,000	100.0%
調査研究費	220,000	80,192	220,000	100.0%
会議費	438,000	422,370	430,000	98.2%
組織活動費	70,000	58,640	70,000	100.0%
県生協大会費	190,000	28,972	190,000	100.0%
旅費交通費	600,000	500,320	600,000	100.0%
諸会費	1,784,000	1,784,000	1,784,000	100.0%
事務用品費	240,000	377,605	380,000	158.3%
渉外費	1,250,000	873,356	1,250,000	100.0%
通信費	242,000	213,295	240,000	99.2%
地代家賃	480,000	480,000	480,000	100.0%
租税公課	2,000	1,394	2,000	100.0%
雑費	200,000	196,298	220,000	110.0%
寄付金	200,000	0	100,000	50.0%
減価償却費	50,000	26,753	30,000	60.0%
物件費合計	10,664,000	7,480,861	10,694,000	100.3%
費用合計	15,864,000	12,636,861	15,904,000	100.3%

【当期剰余金】

科 目	2022年度予算額	2022年度決算額	2023年度予算額	前年予算比
税引前当期剰余金	344,500	530,746	401,400	116.5%
法人税等	100,000	205,800	120,000	120.0%
当期剰余金	244,500	324,946	281,400	115.1%

役員報酬決定の件

2023年度の役員報酬については、下記の総額の範囲とし、その範囲内における役員報酬額、支給方法などについては、理事会の協議に一任願います。

理事の報酬	総額	3,600,000円以内
-------	----	--------------

役員選任補充の件

任期中の理事2名より辞任の申し出がありましたので、定款第22条（役員補充）及び役員選任規約第10条（役員補充）に基づき、役員補充を行います。

1. 理事辞任者

役職名	氏名	会 員 生 協 の 役 職 名
理 事	高 瀬 宏 一	大分県学校生活協同組合専務理事
理 事	三 重 野 修 次	大分県高等学校生活協同組合専務理事

2. 理事選任候補者

区 分	氏名・年齢	略 歴 ・ 現 職	
分野区分	岩 井 清 一 いわい せいいち 1968年生	1991年4月	大分県労働金庫 入庫
		2023年3月	九州労働金庫 退職
		2023年5月	大分県学校生協入職
		2023年6月	大分県学校生協専務理事
分野区分	瀬 尾 彰 一 せお あきかず 1962年生	1987年4月	県教育委員会、大分県立鶴崎工業高校採用
		2023年3月	大分県立情報科学高校退職
		2023年4月	大分県高等学校生協入職
		2023年6月	大分県高等学校生協専務理事

役員退任慰労金の件

役員退任に伴い、役員報酬及び退職慰労金に関する規則第11条（非常勤役員退任慰労金）に基づき支給することについて、理事会に一任願います。

議案決議効力発生の特

本総会の各議案について、議案の本旨に反しない範囲の運用や字句の修正を理事会に一任していただくよう提案します。

「資料」

「2023年度大分県予算編成ならびに行政執行に関する要望書」について(回答)

2022年10月19日付けで要望のあった上記のことについて、下記のとおり回答します。

2023年1月12日

2023年度要望事項	回 答
<p>1 コロナウイルス感染症及び被害に対する支援について要望します。</p> <p>引き続き、新型コロナウイルス感染症対策及び被害に対する支援について、次の事項を要望します。</p> <p>(1) 大分県内全ての医療機関、介護事業所に対する減収補填や、新型コロナ患者対応の医療機関や発熱外来設置の医療機関に対する支援金・補助金の継続・追加について政府へ要請するとともに、大分県独自の補助金・支援金等の継続・追加を要望します。</p> <p>(2) 原油価格・物価高騰による光熱水費や食材費、診療材料費の値上がりに対して、医療機関や介護事業所は制度上利用者に価格転嫁できない実態を踏まえ、厚労省事務連絡「令和4年度における新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金の取り扱い及びコロナ禍における原油価格・物価高騰等総合緊急対策について」に基づき、臨時交付金を活用し、医療機関や介護事業所への財政措置を行うことを要望します。</p> <p>(3) 2022年8月24日より、医療機関を通さずネットで検査キットの配布、陽性判定まで行うシステムが整備されていますが、対象者の限定等内容が十分とは言えません。今後もPCR検査体制の整備や、抗原検査会場の増設、無料検査キットの配布、罹患者への生活物資の提供等必要な財源の確保を要望します。</p>	<p>(1) 県が実施した医療機関へのアンケートによると、保険診療収入は、以前に比べ改善してきたものの、コロナ以前の状況には戻っていないところから、受診・利用控えにより減収が生じている医療機関等への支援について、全国知事会を通じて、引き続き国に対して要望していきます。</p> <p>新型コロナ患者を受け入れている病院への人工呼吸器や簡易陰圧装置などの整備に対する支援や、病床確保に対する支援制度についても、継続や対象拡大・弾力的運用・増枠などを行うよう、国に要望しているところです。</p> <p>医療現場の負担軽減のため、新型コロナ患者入院病室の清掃外部委託を促進するための県独自の補助金については、来年度も継続を検討しています。</p> <p>発熱外来（診療・検査医療機関）については、国からの医療物資の配布や診療報酬上の特例加算措置が行われていますが、安定経営に向けた財政支援等も必要であることから、国に対し十分な支援を行うよう要望しているところです。</p> <p>介護事業所については、新型コロナの感染防止対策を支援するため、すべての介護サービス事業所を対象に、令和3年度から介護報酬改定において感染症や災害への対応力強化として新型コロナ対応分が措置されるとともに、陽性者が発生した事業者に対するかかり増し経費の補助も行われています。</p> <p>なお、通所系の事業所については、新型コロナの影響を一層受けやすいと考えられることから、前記の支援とは別に、利用者数が一定の割合減少した場合に介護報酬を加算する特例措置が同じく令和3年度から継続実施されています。</p> <p>(所管課：医療政策課・感染症対策課・高齢者福祉課)</p> <p>(2) 令和4年7月に行った県独自調査の結果、医療機関や社会福祉施設等において、電気代は18.9%、ガス代は22.5%、ガソリン代は13.5%とそれぞれ前年対比で上昇していました。金額ベースで推計すると、11,089施設全体の総額で、電気代は136億円から162億円の増、ガス代は8億6千万円から10億6千万円の増、ガソリン代は56億1千万円から29億7千万円の増と、影響額としては電気代が最も大きくなっていました。</p> <p>こうした結果から、電気代高騰による影響が最も大きいと総合的に判断し、令和4年9月の補正予算において、医療機関や社会福祉施設等に対し、地方創生臨時交付金を活用した電気代高騰分の支援を行うことを決定したところで、</p> <p>(所管課：福祉保健企画課)</p> <p>(3) 検査キットの無料配布及び自己検査による陽性登録を行う仕組みについては、全数届出の見直しが行なわれた9月26日から、その対象年齢の上限を40歳から65歳に拡大したところです。一方で、高齢者、妊婦、基礎疾患のある方、12歳未満の子ども等については、重症化を防ぐためにも、医療機関での受診を原則とし、引き続き本制度の対象外としています。</p> <p>また、感染に不安を感じる無症状の方のために、11月6日時点で、県内82か所に無料検査所を設置し、その不安解消に努めるとともに、8月中旬には、高齢者入所施設における職員からの感染拡大を防ぐため、職員の定期検査用に約14万個の抗原検査キットを配布したところです。加えて、11月初旬からは、インフルエンザとの同時流行に備え、高齢者施設、障がい者施設、幼児教育・保育施設等の職員を対象に定期検査用の抗原検査キット約268万個を配送しています。あわせて、県内には560を超える診療検査医療機関があり、国の補助等も活用しながら、新型コロナへの感染が疑われる場合は速やかに最寄りの医療機関で受診・検査できる体制を整えています。</p> <p>なお、生活物資の提供については、保健所及び健康フォローアップセンターを通じて、必要な方に対し食料支援を行っているところです。</p> <p>(所管課：感染症対策課)</p>

2023年度要望事項	回 答
<p>(4) 保健所の機能強化・拡充及び医療体制の充実・強化を緊急に検討するよう要望します。</p> <p>(5) 教育現場における新型コロナウイルス感染対策について、早急に実施することを要望します。</p> <p>(6) 新型コロナウイルス感染者やその家族、濃厚接触者への差別対策及び風評被害対策について、引き続き実施するよう要望します。</p> <p>(7) コロナ禍に乗じた消費者被害の防止に向け、消費者庁や警察とも連携し、引き続き県民に対し広報・啓発等に努めるよう要望します。</p> <p>2 消費者行政の充実・強化について要望します。</p> <p>(1) 今後も地方消費者行政強化交付金の拡充に向け、全国知事会と共に政府に働きかけていくことを要望します。</p>	<p>(4) これまで、各保健所に保健師9名を増員するとともに、コロナ対応のための会計年度任用職員を配置したほか、人材派遣会社に委託して看護職及び事務職を配置しています。また、保健師OBや市町村保健師に加え、本庁や近隣地方機関の職員など全庁を挙げて応援派遣し、感染状況に応じた機動的な体制を確保してきました。さらに、クラウドサービスを活用した健康観察の省力化や疫学調査票の電子化、ショートメールを利用した陽性者への一斉連絡に加え、9月26日からは全数届出を見直し、健康フォローアップセンターを開設するなど、業務の効率化も順次進めてきたところです。</p> <p>医療体制、とりわけ入院や宿泊療養体制については、感染状況に応じて、必要な患者が円滑に入院や宿泊療養できるよう、11月8日時点で、受入病床を552床、宿泊療養施設を10棟1,270室借り上げています。</p> <p>また、発熱外来のひっ迫対策として、盆中・年末年始に、ドライブスルー型施設の臨時開設などに取り組むとともに、重症化リスクの低い軽症者に対し、希望に応じて抗原検査キットを無料で配布し、自己検査の上、陽性登録できる体制を整えるなど、対策を強化しています。</p> <p>加えて、自宅療養についても、県民の皆さまのご理解をいただきながら、可能な限り行っていただくことで、医療への負荷軽減、一般診療との両立にも努めているところです。</p> <p>(所管課：福祉保健企画課・医療政策課)</p> <p>(5) 県立学校では、屋内でのマスク着用、手洗い、常時の換気といった基本的な感染症対策を徹底しており、消毒液や手洗い用石けん等の保健衛生用品については、国の予算等を活用し、その都度、確保・配備を進めています。</p> <p>特に換気については、県立学校において、7月に教室における二酸化炭素濃度のモニタリングを実施しており、その結果等を踏まえ、活動場面に応じて、効果的な換気を徹底することを指導しています。</p> <p>私立学校においても、屋内でのマスク着用、手洗い、常時の換気といった基本的な感染症対策を徹底しており、各学校が児童生徒の安心安全な学習環境を確保しつつ、教育活動を着実に継続するため、感染症対策に必要な保健衛生用品の購入にかかる経費について、補助しております。</p> <p>(所管課：体育保健課・私学振興・青少年課)</p> <p>(6) 県では、新型コロナウイルス関連の差別解消に向けて、県ホームページや広報紙で県民に対し「正しい情報に基づいた人権に配慮した行動」を呼びかけるとともに、相談窓口の設置や、チラシ・のぼり・横断幕の作成・掲示、新聞広告やテレビCM、街頭モニターなど各種媒体を活用して啓発に取り組んでいます。また、本年3月に改正した人権条例では、「感染症の患者等に対する差別」を解消すべき不当な差別に位置づけたところです。</p> <p>感染者やその家族、濃厚接触者等への不当な差別や風評被害が生じないよう、今後とも引き続き啓発活動に取り組みます。</p> <p>(所管課：人権尊重・部落差別解消推進課)</p> <p>(7) ワクチン接種に便乗し、行政職員等になりすまして金銭をだまし取るとうする不審電話の相談が、一昨年全国で寄せられたため、県のホームページやSNSにより注意喚起を行っているところです。</p> <p>また、消費者庁においても公式LINEアカウント「消費者庁新型コロナウイルス関連消費者向け情報」により情報を発信しています。</p> <p>なお、県内においては、昨年、特殊詐欺被害が増加しており、高齢者に対する被害防止を図るため、引き続き65歳以上の世帯を対象に録音機能付き電話機の補助を市町村と連携して行っていきます。</p> <p>今後とも、消費者庁や警察本部との連携のもと、最新の情報等の収集に努め、被害予防のための広報・啓発を進めていきます。</p> <p>(所管課：県民生活・男女共同参画課)</p>
<p>(1) 今後も地方消費者行政強化交付金の令和5年度当初予算案については、17.5億円が閣議決定されており、令和4年度第2次補正予算との合計で、35.87億円が確保されています。県といたしましても市町村の要望額と合わせて最大限の交付金の確保に努めてまいります。また、全国知事会においては、毎年国に対して消費者行政予算の確保を要望しており、引き続き全国知事会と共に政府に対して働きかけを行ってまいります。</p>	<p>(1) 地方消費者行政強化交付金の令和5年度当初予算案については、17.5億円が閣議決定されており、令和4年度第2次補正予算との合計で、35.87億円が確保されています。県といたしましても市町村の要望額と合わせて最大限の交付金の確保に努めてまいります。また、全国知事会においては、毎年国に対して消費者行政予算の確保を要望しており、引き続き全国知事会と共に政府に対して働きかけを行ってまいります。</p> <p>(所管課：県民生活・男女共同参画課)</p>

2023年度要望事項	回 答
<p>(2) 県民の消費生活の安定と向上のため「第4次大分県消費者基本計画」に基づいて、大分県の消費者行政を推進されることを要望します。</p> <p>(3) 消費生活相談員は、大分市以外の市町村では人員が不足しています。消費者行政の中核を担う消費生活相談員の確保は喫緊の課題であり、引き続き消費生活相談員資格取得に向けた講座や講習会を開催するとともに、引き続き消費生活相談員の処遇改善に向けた諸施策の実施を要望します。</p> <p>(4) 消費者教育推進に向け、消費者自身による学習と工夫によって生き生きと多彩な活動ができるよう、引き続き消費者団体等への活動支援を要望します。特に、18歳成人になったことを踏まえ、高校生への消費者教育は始められています。義務教育レベルからも検討し、学校教育における消費者教育の充実・強化を要望します。</p> <p>(5) プラスチックごみの環境等への影響を低減させるため、使用量の削減(マイバック運動等)、不法投棄の防止、プラスチック代替製品の導入等について、引き続き事業者及び県民への支援・啓発を行なうことを要望します。 また、昨年6月のプラスチック資源循環促進法制定後、事業者や県民への大分県の具体的な取り組み状況を示されるよう要望します。</p> <p>(6) 適格消費者団体である特定非営利活動法人「大分県消費者問題ネットワーク」は、被害未然防止のための啓発や救済活動を行っています。今後の組織運営のためにも財政基盤の強化は必要であり、引き続き消費者関連事業の委託等、支援の強化を要望します。</p>	<p>(2) 「大分県消費者基本計画」の推進にあたっては、貴連合会をはじめ、関係団体に御協力をいただき、着実な成果を上げているところです。「第4次大分県消費者基本計画」につきましては、5つの基本目標を掲げ、安全・安心で、消費者が主役となる豊かな社会の実現を目指すこととしています。 生活協同組合の皆様には、エシカル消費の普及啓発や食育の推進、脱炭素社会づくりに向けた取組の推進、食品ロス・プラごみの削減、さらには、買い物弱者支援、災害時・緊急時の支援など、幅広い御協力をいただきますようお願いいたします。 (所管課：県民生活・男女共同参画課)</p> <p>(3) 消費生活相談員は、消費者行政の中核を担う人材であり、その確保と資質の向上は喫緊の課題であることから、相談員の養成講座や相談員の資質向上の研修事業については、引き続き実施していきます。 また、令和3年度からは「消費生活相談員国家資格取得支援オンライン講座」を開催し、消費生活相談員の有資格者の確保に努めています。 消費生活相談員の処遇改善については、令和2年4月から地方公務員法の改正により一般職の会計年度任用職員制度が創設されたことの趣旨を踏まえ、市町村に対して消費生活相談員の処遇改善について働きかけていきます。 (所管課：県民生活・男女共同参画課)</p> <p>(4) これまでも「自ら考え行動できる自立した消費者」の育成を目指して、国、市町村、県及び市町村教育委員会、関係団体等と連携してライフステージに応じた消費者教育を推進しており、大分県消費者団体連絡協議会に対しては、委託により消費者フォーラムや消費者月間事業等を実施していただいています。 また、令和4年4月から成年年齢が引き下げられたことによる若年者の消費者被害を防止するため、消費者教育コーディネーター事業により、今年度から3年間で県内全ての高校等に対し、積極的に単立教育出前講座を実施していきます。なお、小・中学生を対象とした義務教育レベルの教育についても出前講座を実施しており、引き続き消費者教育の充実・強化に取り組んでいきます。 (所管課：県民生活・男女共同参画課)</p> <p>(5) プラスチック使用量の削減に向けては、昨年度に引き続き「プラスチック代替製品利用促進補助金」により、事業者がプラスチック代替製品を導入する際の購入費への助成を行っています。また、今年度は、県内の小中高生と著名アーティストが共同で、海岸漂着ごみを材料にした「プラごみアート」を制作するなど、アートの力を活用して環境問題に関する意識啓発を行ったところです。 不法投棄の防止については、クラウド録画機能付きカメラ(AIカメラ)を設置し、不法投棄行為の早期特定、予防を図るとともに、監視員が県内の巡回監視や指導に当たっているほか、新聞やテレビのスポット広告を利用して不法投棄の違法性等の周知を図っています。 今後とも、環境教育アドバイザーの派遣等を通じて環境問題への意識啓発を図るほか、アプリやSNS等を活用したマイバックやマイボトルの使用を呼びかける啓発活動等を行っていきます。 (所管課：うつくし作戦推進課・循環社会推進課)</p> <p>(6) 大分県消費者問題ネットワークは、適格消費者団体として、深い専門的知識を有していることから、これまでも広く県民に対しての消費関連の法令周知の普及・啓発や消費生活相談員の資質向上を目的とした研修事業を委託してきたところです。また、今年度からは、新たに、全ての高校等に対し、消費者教育コーディネーターを活用した単立教育出前講座の委託を実施しています。 今後も引き続き連携して事業を実施していきます。 (所管課：県民生活・男女共同参画課)</p>
<p>3 食の安全・安心、食品ロス削減の推進について要望します。</p> <p>食の安全・安心の充実及び食品ロス削減推進に向け、引き続き、次の事項について要望します。</p> <p>(1) 引き続き、消費者へ食品衛生の正しい知識と食の安全確保対策の情報を提供するとともに、リスクコミュニケーションを図るよう要望します。 同時に、食品事故の発生抑止と拡散防止のための食品安全にかかわるリスクマネジメントの充実に向け、国や関係機関と連携し、引き続き必要な措置を講じるよう要望します。</p>	<p>(1) 県では、消費者へ食品衛生の正しい知識や食中毒予防などについて、ホームページ、安全・安心メール、SNSを活用して情報提供を行っています。一方、毎年、事業者と消費者との意見交換の場を設けて、食の安全確保対策の情報についてリスクコミュニケーションを図っています。今後もこのような事業を通じて情報提供を積極的に推進していきます。 リスクマネジメントについては、国との連携や九州広域連携協議会での協力体制を整備し、広域的な食中毒事案等の発生に備え対応しています。 (所管課：食品・生活衛生課)</p>

2023年度要望事項	回 答
<p>(2) 食品衛生管理の国際基準であるHACCPによる衛生管理は、今後も中小零細事業者での導入がさらに進むと考えられますが、今後も事業者が着実に実施できるよう指導することを要望します。</p> <p>(3) 食の安全や食育、食品ロス削減に関する消費者教育が充実するよう以下の事項を要望します。</p> <p>① 学校教育において、食の安全や食育、エシカル消費に関して多角的に学べる工夫を行うこと。</p> <p>② 食品ロス削減推進法に基づく「大分県食品ロス削減推進計画」の内容や10月の食品ロス削減月間等の効果的な啓発等に取り組むこと。</p> <p>(4) 大分県内の食糧自給率の向上に向けて、以下の事項を要望します。</p> <p>① 今後とも県内農業者を支援するとともに、地産地消を推進すること。</p> <p>② 大分県での学校給食における地場農産物の活用、供給体制の一層の整備を進めること。</p> <p>③ 消費者が地元の農水産物を購入するよう啓発や推進を図ること。</p>	<p>(2) HACCPの制度化に対する取組として、保健所職員による個別相談での対応や民間指導者を活用したワークショップ型セミナーを県内各地で開催するなど、新規事業者向けに導入を支援してきたところです。 今後も、引き続き、中小零細事業者を含めた全事業者の方への導入支援をはじめ、導入後のHACCP計画の見直しや取組の検証等について丁寧にフォローしていきます。 (所管課：食品・生活衛生課)</p> <p>① 各学校では、食の安全や食育、エシカル消費に関する内容について、児童生徒に家庭科や社会科、学校教育活動全体を通じて指導しています。 また、県教育委員会では、安全な学校給食の提供や食育の充実に向け、学校給食従事者や食育の中心的役割を担う栄養教諭等に対して各種研修会を実施しています。 引き続き、児童生徒が、食の安全や食育、食品ロス削減に向けたエシカル消費について、あらゆる場面で学ぶことができるよう、教職員研修の充実を図ってまいります。 (所管課：体育保健課)</p> <p>② 10月の食品ロス削減月間には、スーパーやコンビニで消費・賞味期限の近い商品の購入を促進する「手前取りキャンペーン」や、大分県内の企業と連携して「大分県内一斉フードドライブ」を実施しました。 今後も、「大分県食品ロス削減推進計画」を着実に実行するため、大分県食品ロス削減推進協議会を中心に削減に向けた啓発等に取り組んでいきます。 (所管課：うつくし作戦推進課)</p> <p>① 県では、産地が主体性と責任を持った「産地担い手ビジョン」に基づき、ファーマーズスクール等の研修制度の拡充や、経営拡大に向けた生産施設への助成など、農産物の生産拡大等に向けた幅広い支援を行っています。 また、地産地消を推進し、地域農業を活性化させるため、地産地消の拠点となっている直売所の魅力向上のためのPR資材作成や、店舗レイアウト変更などへの支援を行っています。 さらに、地産地消運動の趣旨に賛同し、県産食材を使用した料理を提供する県内の料理店等に対して、「とよの食彩愛用店」への登録を推進するとともに、ホームページにて登録店舗の情報提供を行っています。 今後も、地産地消を推進し、農水産物の県内の消費拡大に努めてまいります。 (所管課：地域農業振興課／新規就農・経営体支援課)</p> <p>② 県教育委員会では、毎年11月の大分県産食材の積極的な活用などを目的とした「学校給食1日まるごと大分県」、毎月1回の「食育の日」などで地場産物の活用を図っています。また、関係部局と連携し、「学校給食地産地消夏野菜カレーの日」による県産食材の消費拡大を図っているところです。 また、新型コロナウイルスの感染拡大で消費が落ち込んだ、冠地どりやハモ等の地元食材を県内の小中学校に提供しています。 今後も、流通業者や生産者等と協力して、学校給食用食材の円滑な供給に取り組むとともに、安全安心な地元食材を活用した取組を継続してまいります。 (所管課：体育保健課／地域農業振興課)</p> <p>③ 県では、地産地消の推進のため、県民に県産品をPRする様々な取組を行っています。県産品の県内での消費拡大に向けて、露地かぼすや白ねぎ等の「旬入り宣言」を行うほか、毎月第4金曜日を県産魚の日と定めるなど、市場や小売店と連携した取組を行っています。また、若い世代に地産地消に関心を持ってもらうため、コンビニでの販売を前提に、県内の高校生、大学生、専門学校生から県産食材を使用したおにぎりやパンを募集する「次世代応援地産地消商品開発コンテスト」を実施しています。 今後も、地産地消を推進し、農水産物の県内の消費拡大を進めていきます。 (所管課：地域農業振興課)</p>

2023年度要望事項	回 答
<p>④ 種子法廃止後も、種子採取事業や検査体制を維持し、種子の安定供給を継続すること。</p> <p>4 生活協同組合の育成・強化について要望します。</p> <p>生協は、県の消費者行政と連携して一定の役割を果たすとともに、地域社会への貢献ができる組織であり、これからも一層その役割を果たさなければなりません。</p> <p>さらに、様々な団体と協働しながら「地域社会づくり」への参加を掲げ、その具体化に向けて取り組みを進めており、生協を育成強化していくことで、安心して暮らすことができる地域社会の実現につながると確信しています。</p> <p>今後とも引き続き生協に対し連携強化・経営安定のために、予算措置の中で協働事業の拡大を要望します。</p> <p>5 大規模災害等の被災者支援と復興・再生及び今後の災害対策について要望します。</p> <p>ここ数年、毎年災害が発生しており、今後予想される大規模災害等の被災者支援と復興・再生及び今後の災害対策について次の事項を要望します。</p> <p>(1) 住民や企業に対し、南海トラフ地震をはじめ今後想定される大規模災害等の啓発活動を強めるとともに、防災・減災対策を早急に進めるよう要望します。</p> <p>(2) 今後の災害対策に必要な被害想定、燃料確保、物流網の維持確保等の課題に対し、生活者の意見を反映させるよう要望します。</p> <p>(3) 地震、豪雨等これまでの教訓から、災害復旧だけでなく被災地の暮らし全般の復興を視野に入れた支援体制をつくるとともに、支援のための財源の確保を要望します。</p> <p>(4) 災害時の災害対応拠点となる自治体庁舎・公共施設・医療施設等の耐震化を徹底するよう要望します。</p>	<p>④ 稲、麦類及び大豆の優良な種子の安定供給は、産地育成や農家経営の安定に欠かせないものと認識しています。そのため、県の要綱等を整備し、優良な種子を生産者へ円滑に供給できる体制を継続しています。</p> <p>今後も、県内の生産者が安心して生産を続けられるよう、大分県主要農作物改善協会等の関係機関との連携を密にし、良質で安価な種子の生産と供給を続けていきます。</p> <p>(所管課：水田畑地化・集落営農課)</p> <p>消費生活協同組合は、県内に58万人を超える組合員を有し、その組合員の草の根的なネットワークにより、地域に根ざした活動を行っている団体でもあり、県政を推進するうえで大切なパートナーとして、様々な分野で連携しているところです。消費者行政において消費生活協同組合を消費者団体の中核として位置づけ、消費者教育推進のための地域フォーラムの開催や消費者被害防止のための啓発リーフレットの配布など連携して取り組んでいます。</p> <p>また、生活困窮者に対する家計相談事業、災害時の生活必需品の安定供給、災害ボランティア活動への支援など、さまざまな分野で連携しているほか、県の事業の広報にもご協力をいただいているところです。</p> <p>加えて、コロナ禍においては、自宅療養者に対しての食糧物資の調達にもご協力いただいています。</p> <p>今後とも、地域コミュニティの確かな担い手である生活協同組合との連携をさらに深めていきたいと考えています。</p> <p>(所管課：県民生活・男女共同参画課)</p> <p>(1) 南海トラフ地震や風水害等の各種災害に備えるため、災害を疑似体験できる地震体験車や防災VRの運用をはじめ、YouTubeによる啓発動画の配信や県内量販店等との連携による防災グッズフェアの実施など啓発活動の強化を図ります。また、大雨や台風に備えて情報収集や避難行動などを時系列に定めるタイムラインの普及、県民安全・安心メールやおおいた防災アプリ等の防災情報収集ツールの活用促進、防災アドバイザーの派遣による地域の防災学習会の支援など、防災意識の向上に繋がる取組を展開し、防災・減災対策を進めます。</p> <p>(所管課：防災対策企画課)</p> <p>(2) 「大分県防災会議」や「総合防災訓練」などを通じて、生活者や関係機関の意見を吸い上げ、今後の防災対策等に反映します。</p> <p>(所管課：防災対策企画課)</p> <p>(3) 平時から関係機関との連携強化に取り組み、災害時の迅速な被災者支援ができる体制づくりに努めます。また、災害被災者住宅再建支援事業等により、被災地の生活が少しでも早く安定するよう自立復興を支援します。</p> <p>(所管課：防災対策企画課)</p> <p>(4) 自治体庁舎を含めた公共施設の耐震化率は、県施設が99.6%、市町村施設が96.2%（令和3年10月調査）、医療施設の耐震化率については、災害拠点病院及び救命救急センターで100%、病院全体で86.9%（令和3年9月調査）となっており、昨年度中に、建替工事により耐震化が完了した公共施設もあります。今後も、災害対応拠点となる施設に対して耐震化を働きかけていきます。</p> <p>(所管課：建築住宅課)</p>

2023年度要望事項	回 答
<p>(5) 学校教育における防災教育の充実を図り、避難対策等を徹底するよう要望します。</p> <p>(6) 災害に便乗した悪質商法・詐欺等の予防に向け広報・啓発を徹底するよう要望します。</p>	<p>(5) 学校現場の防災教育を推進するため、全公立学校で防災教育の中核となる教職員を「防災教育コーディネーター」として位置づけ、専門的な研修を実施するなど、学校教育全体を通じた防災教育を推進しています。</p> <p>また、「防災教育モデル実践事業」では、指定を受けたモデル校が地域の災害リスクに備えた防災教育の実践や学校における防災教育の効果的手法等を研究し、その成果を公開研究発表会やホームページ等でお知らせし、県内の学校へ実践例の普及を進めています。</p> <p>この事業の他にも「学校防災出前講座」や「高校生防災リーダー養成事業」等を実施しており、児童生徒及び教職員の防災意識・知識の向上を図っています。</p> <p>引き続き、児童生徒が災害の危険を自ら予測し回避できる能力を身につけるため、防災教育の充実に取り組んでいきます。</p> <p>(所管課：学校安全・安心支援課)</p> <p>(6) 災害時の混乱に乗り、消費者の不安につけ込んで不要・不急の家屋の修繕を迫ったり、善意を利用して寄付金・義援金の名目で金銭をだまし取るといった悪質商法や詐欺等が発生することがあります。県では日頃から出前講座やホームページ、SNS等さまざまな方法により、その手口や撃退方法等について被害の未然防止の啓発に取り組んでいるところです。また、県内においては、昨年、特殊詐欺被害が増加しており、高齢者に対する被害防止を図るため、引き続き65歳以上の世帯を対象に録音機能付き電話機の補助を市町村と連携して行っていきます。今後とも、消費者庁や警察本部との連携のもと、最新の情報等の収集に努め、被害予防のための広報・啓発を進めていきます。</p> <p>(所管課：県民生活・男女共同参画課)</p>
<p>6 物価高騰対策、生活困窮世帯・子育て支援、医療費助成の拡充について要望します。</p> <p>コロナ禍の中、物価やガソリン価格の高騰が続いており、県民生活は厳しい状況になっています。</p> <p>そのため、物価高騰対策、生活困窮世帯・子育て支援、医療費助成の拡充について、次の事項を要望します。</p> <p>(1) 物価の高騰への具体的な対策を政府に要請するとともに、県独自の対応を要望します。</p> <p>また、大分県のガソリン価格は全国で2～3番目に高く、事業者団体への指導を要望します。</p> <p>(2) コロナ感染症の影響による失業、休業は今後も続き、生活困窮世帯はさらに増加することも見込まれるため、生活支援と併せ医療費の助成制度の拡充を図るよう政府に要請するとともに、県独自の支援制度の拡充を要望します。</p>	<p>(1) 県では、価格転嫁になじまない公的なサービスを維持するため、福祉施設、医療機関、地域交通機関等を対象に電気代や燃料費を補助してきたところです。また、県民の家計への支援を行いつつ、価格転嫁しやすい環境づくりにもつながるプレミアム商品券事業を2度にわたり実施しています。さらに、持続的に消費を上向かせていくためには、賃金の引き上げが欠かせないことから、最低賃金を引き上げる事業者の設備投資等に対する独自の業務改善助成金・奨励金を実施しています。なお、国に対しては、昨年10月に全国知事会を通じて、原油価格・物価高騰等総合緊急対策の拡充・継続等について強力な対策を講じていくよう要望した結果、同月下旬には財政支出総額39兆円による「物価高克服・経済再生実現のための総合経済対策」がとりまとめられたところです。</p> <p>また、ガソリン価格については、他の商品と同様に、個々の事業者の自主判断に委ねられており、各ガソリンスタンドの立地環境や流通コスト、経営規模、仕入れ価格に基づき設定されるものであり、県がガソリン価格について、直接指導することはできません。しかし、石油製品は県民生活に欠かせない商品であることから、年2回ガソリン価格等の調査を実施し、その結果をホームページで公表するなど、消費者がガソリンを購入する際の判断材料として活用できるよう努めています。</p> <p>(所管課：県民生活・男女共同参画課／商工観光労働企画課)</p> <p>(2) 生活困窮世帯への支援については、市町村社協等に設置された自立相談支援機関において、一般就労に向けた就労体験や訓練、家賃支援など、個々の実情に応じたきめ細かな支援策を講じているところです。まずはこれら支援策のさらなる周知に努め、その活用を促していくとともに、生活福祉資金の特例貸付の借受人などに対して、電話や訪問等によるプッシュ型の相談支援を行うなど、積極的なフォローアップを展開していきます。なお、各市町村では、現在、電力・ガス・食料品等の価格高騰により特に負担が大きくなっている住民税非課税世帯等の方々の方々の生活を支援するため、1世帯あたり5万円の給付を行っているところです。</p> <p>加えて、県では、令和3年3月に策定した「大分県ひとり親と困難な生活環境にある子どもの支援計画」に基づき、朝食を毎日食べる子どもの割合やこども食堂の設置数など24項目の指標・目標値を設定し、子どもの貧困対策、ひとり親家庭の生活の安定と向上に取り組んでいます。国に対しては、児童扶養手当や母子父子寡婦福祉資金等の経済的支援の拡充のほか、全国一律の子ども医療費助成制度の創設などについて、全国知事会を通じ要望しているところです。</p> <p>(所管課：福祉保健企画課／こども・家庭支援課)</p>

2023年度要望事項	回 答
<p>(3) 子どもの貧困解決のため、「子ども食堂・無料塾」など市民の自主的な活動を支援する施策を政府に要請するとともに、県独自の施策を検討するよう要望します。 また、ヤングケアラーの相談窓口の周知とともに適切な支援施策を要望します。</p>	<p>(3) 子ども食堂等については、全国知事会や九州地方知事会を通じて、人材・施設の確保や物資の受入れ、保管分配など継続的な運営が可能となるための支援の充実を国に要望しています。 県独自の取組としては、子ども食堂を新たに開設するための経費や、食事提供以外に学習支援も行うなど機能強化を図る場合の経費を補助してきたほか、今般の物価高騰対策として、電気代高騰分への補助を実施しているところです。 さらに、運営費確保のための支援として、昨年度からクラウドファンディングを実施しており、今年度も、9月から11月までの3か月間で寄せられた寄付金を子ども食堂に広く配分することとしています。 ヤングケアラー支援については、今年4月にヤングケアラー専門の電話相談窓口及びSNS相談窓口を設置したほか、児童・生徒に相談先カードを配布したり、啓発リーフレットやポスターを関係機関に配布するなど、周知啓発に取り組んでいます。また、市町村が実施する、家事や育児などを支援するヘルパー派遣の事業に対して補助することとしており、今年度は10月から大分市が取り組んでいます。 さらに、身近な市町村を中心に多機関が連携・協働して支援が必要な子どもを早期に発見し、必要な支援につなげられるよう、今年度から新たに市町村や教育委員会、介護事業所などの関係者を対象にした研修を行うこととしており、ヤングケアラー本人と家族全体を包括的に支援する体制の構築に取り組んでいます。 (所管課：こども・家庭支援課支援課)</p>
<p>(4) 給付型奨学金の拡大や給付額の増額、就学・学習支援制度の充実を政府に要請するとともに、県独自の施策を検討するよう要望します。</p>	<p>(4) 全ての意思ある生徒が安心して教育を受けられるよう、授業料以外の教育費負担を軽減するため、奨学給付金制度の拡充は必要と考えており、全国都道府県教育長協議会や全国知事会を通じて国に要望しています。 県立高校の授業料については、「高等学校等就学支援金」により、年収約910万円未満の世帯を対象に無償化しています。 私立高校の授業料については、令和2年度から国の就学支援金制度の拡充により、年収約590万円未満世帯の授業料が実質無償化となっています。また、実質無償化とならない年収590万円以上910万円未満世帯の生徒については、県独自に生徒1人当たり月額1万円を上限とした減免制度を設けるなど、支援の充実を図っています。 併せて、高校生等の授業料以外の教育費の負担を軽減するため、返済不要の「高校生等奨学給付金」の支給を行っており、令和4年度も給付額を増額するなど、制度の拡充を図ったところです。 (所管課：私学振興・青少年課／教育財務課)</p>
<p>(5) 子ども、若者、高齢者、多世代で交流できる地域の居場所づくりは、フレイル予防、健康寿命を延ばすためにも有効であり、しっかりと維持・運営していくため、官民の連携及び費用の支援を要望します。</p>	<p>(5) 子どもから高齢者まで、だれもがともに支え合い、人と人とのつながりを感じながら安心して暮らせる地域共生社会の実現に向けて、県では、子ども食堂や高齢者サロンなどでの多世代交流活動の立ち上げや活動拠点の整備等に対して支援を行っています。 また、コロナ禍でも活動が継続できるよう、集合型から訪問型活動への転換やリモート方式の導入等、既存団体が取り組む感染症対策への支援も行っているところです。 さらには、大分大学と連携し、地域福祉の実践者や社会福祉協議会等の多様な関係者からなるネットワークを構築し、こうした活動への専門的な支援も行っています。 (所管課：福祉保健企画課)</p>
<p>(6) 引き続き、中学生までの医療費について、通院医療費の完全無料化を大分県内全ての市町村で実施するよう要望します。</p>	<p>(6) 子ども医療費助成制度は、医療体制も含め、安定的・持続的な運営が求められており、県では、保護者の負担額が大きい入院は中学生まで、通院は受診回数が多い未就学児までを対象に、所得制限を設けず実施しているところです。 県としては、医療費助成のみならず、保育所待機児童の解消や保育料の減免、放課後児童クラブの拡充や利用料減免など、総合的な子育て環境の充実に引き続き取り組んでいきます。 なお、これまでも、子ども医療費助成制度は国の制度として実施するよう、全国知事会等を通じて国に要望しており、今後も要望を継続していきます。 (所管課：こども未来課)</p>

2023年度要望事項	回 答
<p>(7) 2022年10月より一定所得以上の高齢者医療費の2倍化が予定されています。年金額引き下げや物価高騰の現状を考慮し、実施の中止を政府に要請するとともに、高齢者の負担軽減を図る大分県の支援を要望します。</p> <p>7 地域医療及び医療提供体制の確保に向けて以下の事項を要望します。</p> <p>(1) 地域医療体制の確保に向け、大分県地域枠医師キャリア形成プログラムについて、総合診療などを含め幅広く研修できるよう、各専門医が勤務する医療機関など連携医療機関の拡充を行い、プログラム終了後も県内に残るための選択肢を増やすことを要望します。</p> <p>(2) 看護及び介護職員の処遇改善については、診療報酬（10月から）及び介護報酬の加算等によるものとなっていますが、これは職員の処遇改善を利用者に負担させるものです。また、看護では、対象となるのは救急対応する一部の病院のみです。利用者負担とならない補助金等により、全医療機関・介護事業所に対して支援を行うよう政府に要請するとともに、県独自の制度の整備を要望します。</p>	<p>(7) 若い世代の保険料負担の上昇を抑えながら全ての世代の方々が安心できる社会保障制度を維持し、次の世代に引き継いでいくためには、後期高齢者医療のうち、約4割を現役世代が負担している現状を考えると、負担能力のある方に可能な範囲で負担いただくことは、必要なことであると考えます。</p> <p>こうした中、後期高齢者の中で一定所得以上の方について医療費の窓口負担が2割となる法改正が行われ、令和4年10月に施行されましたが、急激な負担増を抑制するため、長期にわたる外来受診患者への配慮措置として、施行後3年間は1月分の負担増を3,000円に収める特例が導入されています。</p> <p>県としては、国に対して、全国知事会等とも連携しながら、今後も制度変更を行う場合には、必要な医療への受診抑制につながらないように、特に低所得者に十分配慮した制度のあり方を検討するよう引き続き要望します。</p> <p>(所管課：国保医療課)</p> <p>(1) 地域枠医師キャリア形成プログラムについては、地域枠医師本人の希望に配慮しながら、専門性を高めると同時に地域医療に貢献できるよう、大分大学と連携して策定しています。通常9年間の勤務義務期間のうち3年間の専門研修を認めており、大学病院や連携医療機関において、本人が希望する専門領域の研修が可能となっています。</p> <p>また、地域枠医師以外では、地域の中核病院や小児科・産婦人科などの特定診療科で専門研修を行う医師を対象とした研修資金貸与制度も設けており、貸与後の県内定着率は88.1%と高くなっています。今年度からは救急医不足の解消に向け、この貸与制度の対象に救急科を追加したところです。</p> <p>引き続き、地域医療体制の充実に向け、医師の確保・定着に取り組んでいきます。</p> <p>(所管課：医療政策課)</p> <p>(2) 医療機関の人件費を含む診療に要する経費は、診療報酬制度により算定され、患者のみならず各保険者の負担で賄われるのが原則で、令和4年2月から9月までの看護職員等処遇改善事業補助金は、診療報酬改定までの特例措置と承知しています。</p> <p>県では、処遇改善が診療報酬により対応されるにあたって、看護職員等の処遇が確実に改善されるように適切な制度設計を行うよう、全国知事会を通じて国に要望しており、また、独自の支援制度として、看護職員宿舎の整備など働きやすい環境整備に対して支援をしているところです。</p> <p>介護職員の処遇改善については、直接的な処遇改善がもたらされる処遇改善加算制度によって図られることが適当です。</p> <p>令和元年10月からは、経験・技能のある職員に重点を置いた特定処遇改善加算が設けられましたが、令和4年10月からは、新たに介護職員を基本としたベースアップ等支援加算が創設されています。</p> <p>県では、この制度を活用して職員の賃金改善が確実に図られるよう、職員が事業所を個別に訪問し制度説明や取得方法について助言等を行うほか、オンライン研修も実施しているところですが、一方で、国に対しては、全国知事会を通じて、介護職員全体の処遇改善に確実に繋がること担保される恒久的な制度を構築することを要望しています。</p> <p>(所管課：医療政策課／高齢者福祉課)</p>

定 款

第1章 総 則

(目 的)

第1条 この生活協同組合連合会（以下「この会」という。）は、協同相互の精神に基づき、民主的運営によって、会員生活協同組合の育成、指導及び相互の連絡を図り、健全なる生活協同組合運動の進展を期し、もって公共の福祉を増進することを目的とする。

(名 称)

第2条 この会は、大分県生活協同組合連合会という。

(事 業)

第3条 この会は、第1条の目的を達成するため、次の事業を行う。

- (1) 会員の組織の強化及び指導並びに連絡調整に関する事業
- (2) 会員及び会員を組織する組合員の生活文化の改善向上を図る事業
- (3) 会員及び会員の役職員に対する組合事業についての知識の向上を図る事業
- (4) 会員の事業に必要な調査研究、出版及び情報を提供する事業
- (5) 各種協同組合及び関係団体との連絡調整
- (6) 県からの委託事業
- (7) 前各号の事業に附帯する事業

(区 域)

第4条 この会の区域は、大分県一円とする。

(事務所の所在地)

第5条 この会は、事務所を大分県大分市に置く。

第2章 会員及び出資金

(会員の資格)

第6条 この会の会員は、この会の区域内に主たる事務所を有する次の団体とする。

- (1) 生活協同組合
- (2) 他の法律により設立された協同組織体で、消費生活協同組合法第2条第1項各号に掲げる要件を備え、かつ、この会の事業を利用することを適当とこの会が認めたもの

(加入の申込み)

第7条 前条第1項に規定する者は、会員となろうとするときは、この会の定める加入申込書に引き受けようとする出資口数に相当する出資金額を添え、これをこの会に提出しなければならない。

2. この会は、前項の申込を拒んではならない。ただし、前項の申込みを拒むことにつき、理事会において正当な理由があると議決した場合は、この限りではない。
3. この会は、前条第1項に規定する者の加入について、現在の会員が加入の際に付されたよりも困難な条件を付さないものとする。
4. 第1項の申込みをした者は、第2項ただし書の規定により、その申込みを拒まれた場合を除き、この会が第1項の申込みを受理したときに会員となる。
5. この会は、会員となった者について会員証を作成し、その会員に交付するものとする。

(加入承認の申請)

第8条 第6条第2項に規定する者は、会員となろうとするときは、引き受けようとする出資口数を明らかにして、この会の定める加入承認申請書をこの会に提出しなければならない。

2. この会は、理事会において前項の申請を承認したときは、その旨を同項の申請した者に通知するものとする。
3. 前項の通知を受けた者は、速やかに出資金の払込みをしなければならない。
4. 第1項の申請した者は、前項の規定により出資金の払込みをしたときに会員となる。
5. この会は、会員となった者について会員証を作成し、その会員に交付するものとする。

(届出の義務)

第9条 会員は、会員たる資格を喪失したとき、又はその氏名若しくは住所を変更したときは、速やかにその旨をこの会に届け出なければならない。

(自由脱退)

第10条 会員が、事業年度の末日の90日前までにこの会に予告し、当該事業年度終りにおいて脱退することができる。

(法定脱退)

第11条 会員は、次の事由によって脱退する。

- (1) 会員たる資格の喪失
- (2) 解散
- (3) 除名

(除名)

第12条 この会は、会員が次の各号のいずれかに該当するときは、総会の議決によって、除名することができる。

- (1) 1年間、この会の事業を利用しないとき。
 - (2) 出資の払込み（過怠金の納付、又は利用料の支払）を怠り、催促を受けてもその義務を履行しないとき。
 - (3) この会の事業を妨げ、又は信用を失わせる行為をしたとき。
2. 前項の場合において、この会は、総会の会日の5日前までに、除名しようとする会員にその旨を通知し、かつ、総会において弁明する機会を与えなければならない。
 3. この会は、除名の議決があったときは、除名された会員に除名の理由を明らかにして、その旨を通知するものとする。

(脱退会員の払戻し請求権)

第13条 脱退した会員は、次の各号に定めるところにより、その払込済出資額の払戻しをこの会に請求することができる。

- (1) 第10条の規定による脱退又は第11条第1号若しくは第2号の事由による脱退の場合は、その払込済出資額に相当する額
 - (2) 第11条第3号の事由による脱退の場合は、その払込済出資額の2分の1に相当する額
2. この会は、脱退した会員が、この会に対する債務を完済するまでは、前項の規定による払戻しを停止することができる。
 3. この会は、事業年度の終わりに当たり、この会の財産をもってその債務を完済するに足りないときは、第1項の払戻しを行わない。

(出資)

第14条 会員は、出資1口以上を有しなければならない。

2. 1会員の有することのできる出資口数の限度は、会員の総出資口数の2分の1とする。
3. 会員は、出資金額の払込について、相殺をもってこの会に対抗することができない。
4. 会員の責任は、その出資金額を限度とする。

(出資1口の金額及びその払込み方法)

第15条 出資1口の金額は、1,000円とし、全額を一時払いとする。

(過怠金)

第16条 この会は、会員が出資の払込みを怠ったときは、その会員に対して、払込みを怠った出資金額の1000分の1に相当する額に、払込み期日の翌日から払込みの完了する日の前日までの日数を乗じて得た額に相当する額の過怠金を課することができる。

2. この会は、会員が出資の払込みを怠ったことにつき、理事会においてやむを得ない事情があると認めるときは、その会員に対する過怠金の全部又は一部を免除することができる。

（出資口数の増加）

第17条 会員は、この会の定める方法により、その出資口数を増加することができる。

（出資口数の減少）

第18条 会員は、やむをえない理由があるときは、事業年度の末日の90日前までに減少しようとする出資口数をこの会に予告し、当該事業年度の終わりにおいて出資口数を減少することができる。

2. 会員は、その出資口数が第14条第2項に規定する限度を越えたときは、その限度以下に達するまでその出資口数を減少しなければならない。
3. 出資口数を減少した会員は、減少した出資口数に応ずる払込済出資額の払戻しをこの会に請求することができる。
4. 第13条第3項の規定は、出資口数を減少する場合について準用する。

（会 費）

第19条 会員は、この会の事業に必要な経費に充てるため、別に定める規定による会費を負担しなければならない。

第3章 役 職 員

（役 員）

第20条 この会に次の役員を置く。

- (1) 理事 10人以上15人以内
- (2) 監事 2人

（役員を選任）

第21条 役員は、役員選任規約の定めるところにより、総会において選任する。

2. 理事は、会員たる法人の役員でなければならない。ただし、特別の理由があるときは、理事の定数の3分の1以内のものを、会員の役員以外の者のうちから選任することができる。
3. 理事は、監事を選任に関する議案を総会に提出するには、監事の過半数の同意を得なければならない。

(役員の補充)

第22条 理事又は監事のうち、その定数の5分の1を超えるものが欠けたときは、役員選任規約の定めるところにより、3箇月以内に補充しなければならない。

(役員任期)

第23条 理事の任期は、2年、監事の任期は、2年とし、前任者の任期満了のときから起算する。ただし、再選は妨げない。

2. 補充役員任期は、前項規定にかかわらず、前任者の残任期間とする。
3. 役員任期は、その満了のときがそのときの属する事業年度の通常総会の終了のときと異なるときは、第1項の規定にかかわらず、その総会の終了のときまでとする。
4. 役員任期の満了又は辞任によって退任した場合において、役員数がその定数を欠くに至ったときは、その役員は、後任者が就任するまでの間は、なお役員としての権利義務を有するものとする。

(役員兼職禁止)

第24条 監事は、つぎの者と兼ねてはならない。

- (1) この会の理事又は使用人
- (2) この会の子会社等(子会社、子法人等及び関連法人等)の取締役又は使用人

(役員責任)

第25条 役員は、法令、法令に基づいてする行政庁の処分、定款及び規約並びに総会の決議を遵守し、この会のため忠実にその職務を遂行しなければならない。

2. 役員は、その任務を怠ったときは、この会に対し、これによって生じた損害を賠償する責任を負う。
3. 前項の任務を怠ってされた行為が理事会の決議に基づき行われたときは、その決議に賛成した理事は、その行為をしたものとみなす。
4. 第2項の責任は、総会員の同意がなければ、免除することができない。
5. 前項の規定にかかわらず、第2項の責任は、当該役員が職務を行うにつき善意でかつ重大な過失がないときは、法令で定める額を限度として、総会の決議によって免除することができる。
6. 前項の場合には、理事は、同項の総会において次に掲げる事項を開示しなければならない。
 - (1) 責任の原因となった事実及び賠償の責任を負う額
 - (2) 前項の規定により免除することができる額の限度及びその算定の根拠
 - (3) 責任を免除すべき理由及び免除額
7. 理事は、第2項の責任の免除(理事の責任の免除に限る。)に関する議案を総会に提出するには、各監事の同意を得なければならない。

8. 第5項の決議があった場合において、この会が当該決議後に同項の役員に対し退職慰労金等を与えるときは、総会の承認を受けなければならない。
9. 役員がその職務を行うについて悪意又は重大な過失があったときは、当該役員は、これによって第三者に生じた損害を賠償する責任を負う。
10. 次の各号に掲げる者は、当該各号に定める行為をしたときは、前項と同様の取扱いとする。ただし、その者が当該行為をすることについて注意を怠らなかったことを証明したときは、この限りではない。
 - (1) 理事 次に掲げる行為
 - イ 法第31条の9第1項及び第2項の規定により作成すべきものに記載し、又は記録すべき重要な事項についての虚偽の記載又は記録
 - ロ 虚偽の登記
 - ハ 虚偽の公告
 - (2) 監事 監査報告に記載し、又は記録すべき重要な事項についての虚偽の記載又は記録
11. 役員がこの会又は第三者に生じた損害を賠償する責任を負う場合において、他の役員も当該損害を賠償する責任を負うときは、これらの者は、連帯債務者とする。

(理事の自己契約等)

- 第26条 理事は、次に掲げる場合には、理事会において、当該取引につき重要な事実を開示し、その承認を受けなければならない。
- (1) 理事が自己又は第三者のためにこの会と取引をしようとするとき。
 - (2) この会が理事の債務を保証することその他理事以外の者との間においてこの会と当該理事との利益が相反する取引をしようとするとき。
 - (3) 理事が自己又は第三者のためにこの会の事業の部類に属する取引をしようとするとき。
2. 第1項各号の取引を行った理事は、当該取引後、遅滞なく当該取引についての重要な事実を理事会に報告しなければならない。

(役員解任)

- 第27条 代議員は、総代議員の5分の1以上の連署をもって、役員解任を請求することができるものとし、その請求につき総会において出席者の過半数の同意があったときは、その請求に係る役員は、その職を失う。
2. 前項の規定による請求は、解任の理由を記載した書面をこの会に提出してしなければならない。
 3. 会長理事は、前項の規定による書面の提出があったときは、その請求を総会の議に付し、かつ、総会の会日の10日前までにその役員にその書面を送付し、かつ、総会において弁明する機会を与えなければならない。
 4. 第1項の請求があった場合は、理事会は、その請求があった日から20日以内に臨

時総会を招集すべきことを決しなければならない。なお、理事の職務を行う者がいないとき又理事が正当な理由がないのに総会の招集の手続きをしなかったときは、監事は、総会を招集しなければならない。

(役員報酬)

第28条 理事及び監事に対する報酬は、総会の議決をもって定める。この場合において、総会に提出する議案は、理事に対する報酬と監事に対する報酬を区分して表示しなければならない。

2. 監事は、総会において、監事の報酬について意見を述べることができる。
3. 第1項の報酬の算定方法については、規則をもって定める。

(代表理事)

第29条 理事会は、理事の中からこの会を代表する理事（以下「代表理事」という。）を選定しなければならない。

2. 代表理事は、会の業務に関する一切の裁判上又は裁判外の行為をする権限を有する。
3. この会は、代表理事を会長理事とする。

(会長理事及び専務理事)

第30条 理事は、会長理事1人及び専務理事1人を理事会において互選する。

2. 会長理事は、理事会の決定に従ってこの会の業務を統括する。
3. 専務理事は、会長理事を補佐してこの会の業務を執行し、会長理事に事故があるときは、その職務を代行する。
4. 理事は、会長理事及び専務理事に事故あるときは、あらかじめ理事会において定めた順序に従ってその職務を代行する。

(理事会)

第31条 理事会は、理事をもって組織する。

2. 理事会は、この会の業務執行を決し、理事の職務の執行を監督する。
3. 理事会は、会長理事が招集する。
4. 会長理事以外の理事は、会長理事に対し、理事会の目的である事項を示して、理事会の招集を請求することができる。
5. 前項の請求があった日から5日以内に、その請求があった日から2週間以内の日を理事会の日とする理事会の招集の通知が発せられない場合には、その請求した理事は、理事会を招集することができる。
6. 理事は、3月に1回以上業務の執行の状況を理事会に報告しなければならない。
7. その他理事会の運営に関して必要な事項は、規則で定める。

(理事会招集手続)

第32条 理事会の招集は、その理事会の日の1週間前までに、各理事及び監事に対してその通知を発してしなければならない。ただし、緊急の必要がある場合には、この期間を短縮することができる。

2. 理事会は、理事及び監事の全員の同意があるときは、招集の手続きを経ないで開くことができる。

(理事会の議決事項)

第33条 この定款に特別の定めがあるもののほか、次の事項は、理事会の議決を経なければならない。

- (1) この会の財産及び業務の執行に関する重要な事項
- (2) 総会の招集及び総会に付議すべき事項
- (3) この会の財産及び業務の執行のための手続きその他この会の財産及び業務の執行について必要な事項を定める規則の設定、変更及び廃止
- (4) 取引金融機関の決定
- (5) 前各号のほか、理事会において必要と認めた事項

(理事会の議決方法)

第34条 理事会の決議は、議決に加わることができる理事の過半数が出席し、その過半数をもって行う。

2. 前項の決議について特別の利害関係を有する理事は、議決に加わることができない。
3. 理事が理事会の決議の目的である事項について提案した場合において、当該提案につき理事（当該事項について議決に加わるものに限る。）の全員が書面又は電磁的記録により同意の意思表示をしたとき（監事が当該提案について異議を述べたときは除く。）は、当該提案を可決する旨の理事会の決議があったものとみなす。
4. 理事又は監事が理事及び監事の全員に対して理事会に報告すべき事項を通知したときは、当該事項を理事会へ報告することを要しない。

(理事会の議事録)

第35条 理事会の議事については、法令に定める事項を記載した議事録を作成し、出席した理事及び監事は、これに署名し、又は記名押印しなければならない。

2. 前項の議事録を電磁的記録をもって作成した場合には、出席した理事及び監事は、これに電子署名をしなければならない。

(定款等の備置)

第36条 この会は、法令に基づき、以下に掲げる書類を主たる事務所に備え置かなければならない。

- (1) 定款
 - (2) 規約
 - (3) 理事会の議事録
 - (4) 総会の議事録
 - (5) 貸借対照表、損益計算書、剰余金処分案又は損失処理案（以下「決算関係書類」という。）及び事業報告書並びにこれらの附属証明書（監査報告を含む。）
2. この会は、法令に定める事項を記載した会員名簿を作成し、主たる事務所に備え置かなければならない。
 3. この会は、会員又は会員の債権者（理事会の議事録については、裁判所の許可を得た会員の債権者）から、法令に基づき、業務取扱時間内において当該書面の閲覧又は謄写の請求等があったときは、正当な理由がないのにこれを拒んではならない。

（監事の職務及び権限）

- 第37条 監事は、理事の職務の執行を監査する。この場合において、法令の定めるところにより、監査報告を作成しなければならない。
2. 監事は、いつでも、理事及び使用人に対して事業に関する報告を求め、又はこの会の業務及び財産の状況の調査をすることができる。
 3. 監事は、その職務を行うため必要があるときは、この会の子会社に対して事業の報告を求め、又は子会社の業務及び財産の状況の調査をすることができる。
 4. 前項の子会社は、正当な理由があるときは、同項の報告又は調査を拒むことができる。
 5. 監事は、理事会に出席し、必要があると認めるときは、意見を述べなければならない。
 6. 監事は、理事が不正の行為をし、若しくは当該行為をするおそれがあると認めるとき、又は法令若しくは定款に違反する事実若しくは著しく不当な事実があると認めるときは、遅滞なく、その旨を理事会に報告しなければならない。
 7. 監事は、前項の場合において、必要があると認めるときは、理事に対し、理事会の招集を請求することができる。
 8. 第30条第5項の規定は、前項の請求をした監事についてこれを準用する。
 9. 監事は、総会において、監事の解任又は辞任（選任若しくは解任又は辞任）について意見を述べることができる。
 10. 監事を辞任した者は、辞任後最初に招集される総会に出席して、辞任した旨及びその理由を述べることができる。
 11. 会長理事は、前項の者に対し、同項の総会を招集する旨並びに総会の日時及び場所を通知しなければならない。
 12. 監事についての規則の設定、変更及び廃止は監事が行い、総会の承認を受けるものとする。

(理事の報告義務)

第38条 理事は、この会に著しい損害を及ぼすおそれがある事実を発見したときは、直ちに監事に報告しなければならない。

(監事による理事の行為の差止め)

第39条 監事は、理事がこの会の目的の範囲外の行為その他法令若しくは定款に違反する行為をし、又これらの行為をするおそれがある場合において、当該行為によってこの会に著しい損害が生じるおそれがあるときは、当該理事に対し、当該行為をやめることを請求することができる。

2. 前項の場合において、裁判所が仮処分をもって同項の理事に対し、その行為をやめることを命じるときは、担保を立てさせないものとする。

(監事の代表権)

第40条 第29条第2項の規定にかかわらず、次の場合には、監事がこの会を代表する。

- (1) この会が、理事又は理事であった者（以下、「この条において理事等」という。）に対し、また、理事等が会に対して訴えを提起する場合
- (2) この会が、6箇月前から引き続き加入する会員から、理事等の責任を追及する訴えの提起の請求を受ける場合
- (3) この会が、6箇月前から引き続き加入する会員から、理事等の責任を追及する訴えに係る訴訟告知を受ける場合
- (4) この会が、裁判所から、6箇月前から引き続き加入する会員による理事等の責任を追及する訴えについて、和解の内容の通知及び異議の催告を受ける場合

(会員による理事の不正行為等の差止め)

第41条 6箇月前から引き続き加入する会員は、理事が組合の目的の範囲外の行為その他法令若しくは定款に違反する行為をし、又はこれらの行為をするおそれがある場合において、当該行為によってこの会に回復することができない損害が生ずるおそれがあるときは、当該理事に対し、当該行為をやめることを請求することができる。

(会員の調査請求)

第42条 会員は、会員の5分の1以上の同意を得て、監事に対し、この会の業務及び財産の状況の調査を請求することができる。

2. 監事は、前項の請求があったときは、必要な調査を行わなければならない。

(顧問)

第43条 この会に、顧問を置くことができる。

2. 顧問は、学識経験のある者のうちから、理事会において選任する。
3. 顧問は、この会の業務の執行に関し、会長理事の諮問に応じるものとする。

(職員)

第44条 この会の職員は、会長理事が任免する。

2. 職員の定数、服務、給与その他職員に関し必要な事項は、規則で定める。

第4章 総 会

(総会の設置)

第45条 この会に、この会の最高の意思決定機関として総会を設ける。

2. 総会は、会員を代表する代議員によって構成する。

(代議員の定数)

第46条 代議員の定数は、会員規則の定めるところにより、理事会において定める。

(代議員の選出)

第47条 代議員の選出は、会員規則の定めるところにより、会員の内から選出する。

(代議員の補充)

第48条 代議員が欠けた場合におけるその補充については、会員規則の定めるところによる。

(代議員の職務執行)

第49条 代議員は、会員の代表として、会員の意思を踏まえ、誠実にその職務を行わなければならない。

(代議員の任期)

第50条 代議員の任期は1年とする。ただし、再選は妨げない。

(代議員名簿)

第51条 理事は、代議員の氏名及びその選挙区を記載した代議員名簿を作成し、会員に周知しなければならない。

(通常総会の招集)

第52条 通常総会は、毎事業年度終了の日から3箇月以内に招集しなければならない。

(臨時総会の招集)

第53条 臨時総会は、必要があるときは、いつでも理事会の議決を経て、招集できる。ただし、代議員がその5分の1以上の同意を得て、会議の目的とする事項及び招集の理由を記載した書面を提出して総会の招集を請求したときは、理事会は、その請求の

あった日から20日以内に臨時総会を招集すべきことを決しなければならない。

(総会の招集者)

第54条 総会は、理事会の議決を経て、会長理事が招集する。

2. 会長理事及びその職務を代行する理事がないとき、又は前条第2項の請求があった場合において、理事が正当な理由がないのに総会招集の手続きをしないときは、監事は、総会を招集しなければならない。

(総会の招集手続)

第55条 総会の招集者が総会を招集する場合には、総会の日時及び場所その他の法令で定める事項を定めなければならない。

2. 前項の事項の決定は、次項の定める場合を除き、理事会の決議によらなければならない。
3. 前条第2項の規定により監事が総会を招集する場合には、第1項の事項の決定は、監事の全員の合議により決定しなければならない。
4. 総会を招集するには、総会の招集者は、その総会の会日の10日前までに、会員に対して第1項を記載した書面をもってその通知を発しなければならない。
5. 通常総会の招集の通知に際しては、法令で定めるところにより、会員に対し、理事会の承認を受けた決算関係書類及び事業報告書（監査報告を含む。）を提供しなければならない。

(総会提出議案及び書類の調査)

第56条 監事は、理事が総会に提出しようとする議案、書類その他法令で定めるものを調査しなければならない。この場合において、法令若しくは定款に違反し、又は著しく不当な事項があると認めるときは、その調査の結果を総会に報告しなければならない。

(総会の会日の延期又は続行の議決)

第57条 総会の会日は、総会の議決により、延期し、又は継続することができる。この場合においては、第55条の規定は適用しない。

(総会の議決事項)

第58条 この定款に特別の定めがあるもののほか、次の事項は総会の議決を経なければならない。

- (1) 定款の変更
- (2) 規約の設定、変更及び廃止
- (3) 解散及び合併
- (4) 毎事業年度の予算及び事業計画の設定及び変更

- (5) 出資1口の金額の減少
 - (6) 事業報告書及び決算関係書類
 - (7) 他の団体への加入又は脱退
2. この会は、第3条各号に掲げる事業を行うため、必要と認められる他の団体への加入又は脱退であって、多額の出資若しくは加入金又は会費を要しないものであっては、前項の規定にかかわらず、総会の議決によりその範囲を定め、理事会の議決事項とすることができる。
3. 総会においては、第55条第4項の規定により、あらかじめ通知した事項についてのみ議決をするものとする。ただし、この定款により総会の議決事項とされているものを除く事項であって軽微かつ緊急を要するものについては、この限りではない。
4. 規約の変更のうち、以下の事項については、第1項の規定にかかわらず、総会の議決を経ることを要しないものとする。この場合においては、総会の議決を経ることを要しない事項の変更の内容の会員に対する通知、公告その他の周知の方法は第79条及び第80条による。
- (1) 関係法令の改正（条項の移動等当該法令に規定する内容の実質的な変更を伴わないものに限る）に伴う規定の整理

（総会の成立要件）

- 第59条 総会は、会員を代表する代議員の半数が出席しなければ、議事を開き、議決することはできない。
2. 前項に規定する数の代議員の出席がないときには、理事会は、その総会の会日から20日以内にさらに総会を招集することを決しなければならない。この場合には、前項の規定は適用しない。

（役員の説明義務）

- 第60条 役員は、総会において、代議員から特定の事項について説明を求められた場合には、当該事項について必要な説明をしなければならない。ただし、次に掲げる場合は、この限りではない。
- (1) 代議員が説明を求めた事項が総会の目的である事項に関しないものである場合
 - (2) その説明をすることにより会員の共同の利益を著しく害する場合
 - (3) 代議員が説明を求めた事項について説明をするために調査をすることが必要である場合。ただし、当該代議員が総会の日より相当の期間前に当該事項をこの会に対して通知した場合又は当該事項について説明するために必要な調査が著しく容易である場合はこの限りでない
 - (4) 代議員が説明を求めた事項について説明をすることによりこの会その他の者（当該代議員を除く。）の権利を侵害することとなる場合
 - (5) 代議員が当該総会において実質的に同一の事項について繰り返し説明を求め

る場合

- (6) 前各号に掲げる場合のほか、代議員が説明を求めた事項について説明をしないことにつき正当な理由がある場合

(議決権及び選挙権)

第61条 代議員は、その出資口数の多少にかかわらず、各1個の議決権及び選挙権を有する。

(総会の議決方法)

第62条 総会の議事は、出席した代議員の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

2. 総会の議長は、総会において、出席した代議員のうちから、その都度選任する。
3. 議長は、代議員として総会の議決に加わる権利を有しない。
4. 総会において議決をする場合には、議長は、その議決に関して出席した代議員の数に算入しない。

(総会の特別決議方法)

第63条 次の事項は、代議員の半数以上が出席し、その3分の2以上の多数で決しなければならない。

- (1) 定款の変更
- (2) 解散及び合併
- (3) 会員の除名
- (4) 事業の全部の譲渡
- (5) 第25条第5項に規定する役員の実任の免除

(議決権の書面又は代理人による行使)

第64条 代議員は、第55条第4項の規定により、あらかじめ通知があった事項について、書面又は代理人をもって議決権を行うことができる。ただし、代議員でなければ代理人となることはできない。

2. 前項の規定により、議決権を行う者は、出席者とみなす。
3. 第1項の規定により書面をもって議決権を行う者は、第55条第4項の規定によりあらかじめ通知のあった事項について、その賛否を書面に明示して、第67条及び第21条第1項の規定による規約の定めるところにより、この会に提出しなければならない。
4. 代理人は、3人以上の代議員を代理することができない。
5. 代理人は、代理権を証する書面をこの会に提出しなければならない。

(総会の議事録)

第65条 総会の議事については、法令で定める事項を記載した議事録を作成し、議長及び総会において選任した代議員2名がこれに署名又は記名押印するものとする。

(解散又は合併の議決)

第66条 総会においてこの会の解散又は合併の議決があったときは、理事は、当該議決の日から10日以内に、会員に当該議決の内容を通知しなければならない。

2. 前項の議決があった場合において、会員が総会員の5分の1以上の同意を得て、会議の目的である事項及び招集の理由を記載した書面を理事会に提出して、総会の招集を請求したときは、理事会は、その請求のあった日から3週間以内に総会を招集すべきことを決しなければならない。この場合において、書面の提出は、前項の通知に係る事項についての総会の議決の日から1月以内になければならない。
3. 前項の請求の日から2週間以内に代表理事が正当な理由がないのに総会招集の手続をしないときは、監事は、総会の招集しなければならない。
4. 前2項の総会において第1項の通知に係る事項を承認しなかった場合には、当該事項についての総会の議決は、その効力を失う。

(総会の運営規約)

第67条 この定款に定めるもののほか、総会の運営に関し必要な事項は、総会運営規約で定める。

第5章 事業の執行

(事業の利用)

第68条 この会は、会員が第3条各号の事業を利用することについて、規約又は規則で、あらかじめその方法について定めることができる。

第6章 会 計

(事業年度)

第69条 この会の事業年度は、毎年4月1日から翌年3月31日までとする。

(財務処理)

第70条 この会は、法令及びこの会の経理に関する規則の定めるところにより、この会の財産の処理を行い、決算関係書類及びその附属明細書を作成するものとする。

(収支の明示)

第71条 この会は、この会が行う事業の種類ごとに収支を明らかにするものとする。

(法定準備金)

第72条 この会は、出資総額の2分1に相当する額に達するまで、毎事業年度の剰余金の10分の1に相当する額以上の金額を法定準備金として積み立てるものとする。ただし、この場合において繰越欠損金があるときには、積み立てるべき準備金の額の計算は、当該事業年度の剰余金からその欠損金のてん補に充てるべき金額を控除した額について行うものとする。

2. 前項の規定による法定準備金は、欠損金のてん補に充てる場合を除き、取り崩すことはできない。

(教育事業等繰越金)

第73条 この会は、毎事業年度の剰余金の20分の1に相当する額以上の金額を教育事業等繰越金として翌事業年度に繰り越し、繰り越された事業年度の第3条第3号に定める事業の費用に充てるために支出するものとする。なお、全部又は一部を会員の相互の協力の下に地域において行う福祉の向上に資する活動を助成する事業に充てることができる。

2. 前条第1項ただし書きの規定は、前項の規定による繰越金の額の計算について準用する。

(剰余金の処分)

第74条 この会は、剰余金について、第72条及び第73条に規定する法定準備金、教育事業等繰越金として繰り越す金額を控除した後になお残余があるときは、その残余を任意に積み立て又は翌事業年度に繰り越すものとする。

(欠損金のてん補)

第75条 この会は、欠損金が生じたときは、繰越剰余金、前条の規定により積み立てた積立金、法定準備金の順に取り崩してそのてん補に充てるものとする。

(会員に対する情報開示)

第76条 この会は、この会が定める規則により会員に対して事業及び財務の状況に関する情報を開示するものとする。

第7章 解 散

(解 散)

第77条 この会は、総会の議決による場合のほか、次の事由によって解散する。

- (1) 目的たる事業成功の不能
- (2) 合併
- (3) 破産手続開始の決定

(4) 行政庁の解散命令

2. この会は前項の事由によるほか、会員が2未満になったときは、解散する。
3. 会長理事は、この会が解散（破産による場合を除く。）したときは、遅滞なく会員に対してその旨を通知し、かつ、公告しなければならない。

(残余財産の処分)

第78条 この会が解散（合併又は破産による場合を除く。）した場合の残余財産（解散のときにおけるこの会の財産から、その債務を完済した後における残余の財産をいう。）は、払込済出資額に応じて会員に配分する。ただし、残余財産の処分につき、総会において別段の議決をしたときは、その議決によるものとする。

第8章 雑 則

(公告の方法)

第79条 この会の公告は、以下の各方法で行う。

- (1) この会の事務所の店頭に掲示する方法
 - (2) 電子公告による方法
2. 法令により官報に掲載する方法によることが定められている事項に係る公告については、官報に掲載するほか、前項に規定する方法により行う。
3. 前2項において、事故その他やむを得ない事由によって電子公告による公告ができない場合は、大分合同新聞への記載をもってこれに代える。

(会員に対する通知及び催促)

第80条 この会が、会員に対しする通知及び催告は、会員名簿に記載し、又は記録した会員の主たる事務所に、その会員が別に通知又は催告を受ける場所又は連絡先をこの会に通知したときは、その場所又は連絡先にあてて行う。

2. この会は、前項の規定により通知及び催告を行った場合において、通常会員に到達すべきときに会員に到達したものとみなす。

(実施規則)

第81条 この定款及び規約に定めるもののほか、この会の財産及び業務の執行のための手続、その他この会の財産及び業務の執行について必要な事項は、規則で定める。

附 則

この定款は、昭和31年4月6日から施行する。

昭和62年6月17日より施行する。（一部改正）

1992年5月29日より施行する。（一部改正）

1997年5月30日より施行する。 (一部改正)
2001年6月27日より施行する。 (全面改正)
2008年7月28日より施行する。 (全面改正)
2012年7月27日より施行する。 (一部改正)
2021年6月29日より施行する。 (一部改正)